

研究ノート

ウァフェーデ制度形成の諸段階

—— 中世後期南ドイツの都市を中心に ——

若曾根 健 治

はじめに

1 研究史の一端から

- (1) エーベルハルト・シュミットの所論
- (2) ヴィルヘルム・エーベルの研究
- (3) 本稿における考察の主眼

2 捕捉されることとそれにたいする報復

- (1) 捕捉されることと市民の基本権
 - ① ニュルンベルク都市条例法（1320-1360年）から
 - ② 『フライジnk法書』（1328年）から
- (2) 捕捉と名誉観念
 - ① レーゲンスブルク・ウァフェーデ誓約証書——1365年3月27日
 - ② リンダウ・ウァフェーデ誓約証書——1415年3月4日
- (3) 捕捉された者の親族友人による報復の虞れ
 - ① 『フライジnk法書』（1328年）の一規定
 - ② コンスタンツ市の裁判証書——1376年8月18日
 - ③ ケンブテン市の裁判証書——1381年4月1日

3 フェーデ事件の諸相

- (1) リンダウの事例
 - ① 市民間のフェーデ事例——ウァフェーデ誓約証書（1415年9月26日）
 - ② 市民と貴族勢力間のフェーデ事例

研究ノート

- (a) ウァフエーデ誓約証書 1 ——1415年 3月 4日 [続]
 - (b) ウァフエーデ誓約証書 2 ——1415年10月29日
 - (c) ウァフエーデ誓約証書 3 ——1418年 5月 2日
- (2) レーゲンスブルクの事例
- ①ウァフエーデ誓約証書 1 ——1366年 6月27日
 - ②ウァフエーデ誓約証書 2 ——1373年11月25日
- (3) フェーデからウァフエーデへ——ある仮説
- 4 捕捉権形成の契機
- フライブルク・ウァフエーデ事例 (1302年4月28日)
- 5 ウァフエーデ制度形成の諸段階
- (1) ウァフエーデ制度形成の三段階について
 - (2) 「ラントにとって有害な人間」にたいする手続きの形成問題から
- 6 都市内ウァフエーデ制度の成立
- (1) ウァフエーデと都市司直
 - ①レーゲンスブルク・ウァフエーデ誓約証書 1 ——1364年 6月 1日
 - ②レーゲンスブルク・ウァフエーデ誓約証書 2 ——1366年 4月20日
 - ③ケンブテン・ウァフエーデ誓約証書——1378年2月12日
 - (2) ウァフエーデと都市裁判
 - ①原告の登場
 - ②フェーデ事件か有害な事件か
 - (3) 望ましからざる行為とウァフエーデ
 - ①レーゲンスブルクの事例
 - ②ニュルンベルクの事例
 - ③フェーデ事件とウァフエーデ事件
- 7 ウァフエーデ誓約証書から裁判証書へ
- (1) ケンブテン市裁判証書の事例 1 ——1378年 9月 7日
 - (2) ケンブテン市裁判証書の事例 2 ——1381年 3月23日および1383年 7月 2日
- むすび

はじめに

ドイツ中世後期14-15世紀に七人による証明手続きあるいは自白の手続きに服した非行の被疑者の特色を探るに、彼らは諸文書で「ラント（もしくは都市）にとって有害な人間」あるいは「評判の悪い（悪評を帯びる）人間」と呼ばれ、しかも常に捕捉を被り得る存在となっていた。彼らにたいする捕捉の権利が特権として国王から都市に授与されている。もちろん、国王によって特権として与えられる以前に、おそらくすでに彼らにたいする捕捉の権利は都市において事実上成立もしくは発展して特権の授与は従って確認的意味の行為であったであろう。「ラント（もしくは都市）にとって有害な人間」または「評判の悪い（悪評を帯びる）人間」として捕らえられた者は、被告として身の潔白を立証できず原告による断罪の手続きに服した。彼らが捕らえられた上雪冤の機会を奪われるのは、彼らが身分上重んじる（顧慮する）に値しない者と見なされたこと⁽¹⁾にあった。彼らが「ラント（もしくは都市）にとって有害な人間」または「評判の悪い（悪評を帯びる）人間」であることそのもののゆえに。

では、「ラント（もしくは都市）にとって有害な人間」または「評判の悪い（悪評を帯びる）人間」とは呼ばれていない者、言い換えればラント（もしくは都市）に定住している人間すなわち農民・市民——諸文書では、普通「名誉ある人間」と呼ばれた者ら——にたいする捕捉の権利はどのようにして生まれるのであろうか。

本稿は、南ドイツのとりわけ都市についてウァフューデ（復讐断念誓約）文書等を手がかりにして、市民にたいする捕捉の権利の発生問題に立ち入って一つの考察を試みるものである。しかも、この問題を、ウァフューデ制度形成の諸段階の問題として提起する。取り上げる時代は、証書史料の状況からわかるように主として14世紀後期から15世紀初葉にかけての時代で

ある。なおここで、本論に入る前に3点指摘しておきたい。

第一は、「捕捉」の言葉の問題である。捕捉とは普通の言葉でいえば〈逮捕〉である。ただこの用語は、逮捕状に基づく逮捕とか、あるいは正当な理由に基づく逮捕とかといったようになにかしら今風なイメージが付きまとうので使うのを避けた。以下で捕捉とは端的に言って〈掴まえる〉ことであり〈身柄を拘束する〉ことである。捕捉の言葉は、後述のように、捕捉がフェーデの過程で起きる場合であっても、また都市の刑事司法の一環として生じる場合であっても区別なく用いるであろう。

第二に、南ドイツの諸都市は筆者がウァフェーデ研究においてこれまで関心を抱いてきた対象地域のひとつである。そこに関係する諸文書を、ウァフェーデ制度形成の諸段階をめぐるひとつの例証事例として取り上げる。諸都市のうちでコンスタンツ、ケンプテン、リンダウ、レーゲンスブルク関係の裁判証書およびウァフェーデ誓約証書を考察するについては、およそ四半世紀前に筆者がバイエルン国立文書館（ミュンヘン）においてウァフェーデ関係の未刊行文書を調査、収集した経緯によっているところが大きい。

第三に、上記のように、市民にたいする捕捉の権利がどのようにして生まれるのかの問題にひとつの考察を試みるのに、もちろん、ウァフェーデ事例が最適の素材と考えるものではない。ただ他方で、ウァフェーデの誓約は捕らえられた者がおこなうのが通例であったため、捕捉の問題を追求するのに当該事例はひとつの有力な手がかりとなるであろう。

しかも、捕捉の権利の問題については研究史上特徴的にも、ウァフェーデ誓約の現象から接近が試みられてきている。そこでまず、ごく一端ではあるが研究史に触れておこう。

1 研究史の一端から

(1) エーベルハルト・シュミットの所論

市民にたいする捕捉の問題は古くから論じられてきているテーマである。⁽²⁾ 一般的な問題はしばらく措き、ここでは、ウァフェーデ制度と関係させて捕捉の問題を取り上げまなご影響力をもつ刑法史家エーベルハルト・シュミットの所論⁽³⁾を見てみたい。

シュミットは13世紀から15世紀冒頭にかけて諸都市で展開した市民にたいする捕捉権 (Festnahmerecht) のありようをヴィーナー・ノイシュタット、ニュルンベルク、レーゲンスブルク、シュパイアー、シュレットシュタット各市について素描する。ここでシュミットは、捕捉権の形成問題を、捕捉の対象になった行為が現行犯行か非現行犯行かの相違に左右されることがなくなった点から捉える。こうして捕捉権とは、この相違が問われることなく職権に基づいて (ex officio) 捕捉する権利である。(現行犯行のときは古くから職権によらずともなんびとであれ犯行者を捕捉しえた。) 職権に基づく捕捉権の形成をシュミットは、都市と都市との間に、また都市と近隣の貴族との間に起きていたフェーデ (権利要求を掲げた当事者間の敵対関係およびこれに起因する紛争状況) に注目することで解明しようとした。彼の論旨をできるかぎり忠実に追ってみよう。

捕捉権の形成は、諸都市がフェーデを戦っていた戦い方と関係があった。都市は次の2つのいずれかのかたちでフェーデを戦っていた。一つは、或る都市 [A] の近隣の騎士あるいは近隣の都市 [B] がなんらかの紛争に関して都市 [A] にたいしフェーデを通告するかたちをとって。一つは、都市 [A] 自身が友好的ならざるやっかいな隣人にたいしフェーデを通告することで。これらのいずれであれ、通告によっていったんフェーデの齒車が回わり出すと、都市 [A] にとって肝心なことは、なにか。相手の騎

士あるいは都市 [B] を、またこれら [B] の親族友人傍輩らを都市 [A] の意向・要求に靡かせ従わせることである。そのために都市 [A] は、相手の騎士あるいは都市市民 [B] を追跡し好機あらば捕捉することがあった。こうした、都市によるフェーデ遂行過程が都市における刑事訴訟法上の訴追措置へと転ずる。この変転の背後で影響力をもっていたのは、都市がラント平和にますます注意を向けるようになったこと、いなラント平和が国王（帝国都市の場合）やランデスヘル（領邦都市の場合）によって都市に命じられさえしたという事情である。こうして都市が絡んだフェーデが、都市による職権的刑事訴追へと鑄直されることになった。職権的刑事訴追においては、都市の執行諸機関および傭兵が都市司直から任務を委ねられ、フェーデにおけるかつての敵を非行の嫌疑ある者として追及の対象にした。そもそも、フェーデにおいて許されたことが都市司法においては許されないといったようなことにはならない。「被疑者の追及と捕捉とは訴訟上の措置——しかも、全く自明のこととして許される措置——として都市に定着していかざるをえなかった。」

以上シュミットによれば、フェーデの最中に好機を得て都市は敵対する相手側を捕捉することがしばしばあった。フェーデの過程で生じた捕捉から都市刑事手続きとしての捕捉権が発展した。彼の所論は13世紀から15世紀冒頭をフェーデ猖獗の時代と捉え、ここにさらにラント平和の時代を絡ませることで提起されたものといえよう。

(2) ヴィルヘルム・エーベルの研究

ところで、この所論を提出するにあたってシュミットに刺激を与えたのは、ヴィルヘルム・エーベルによるウァフェーデの研究であった。⁽⁴⁾これはロストック市にたいして騎士従士 (*knape*) や市民 (*borger, Mitbürger*) が交わしたウァフェーデの誓約を対象とした研究である。ここにおけるウァフェーデのありようをエーベルはロストック市文書館に所蔵されているウァフェーデ誓約証書 (1324年から1630年) 907通 (807通の間違いか) を視野

に入れ明らかにした。そこで、以下では、シュミットの所論の特徴に関わるかぎりでは、エーベルの研究を見ておきたい。

エーベルは、ウァフェーデ (Urfehde) の形態として3つのウァフェーデを挙げる。彼の言葉で示せば (訳語はごく便宜上のものである)、(イ) 〈Streiturfehde [紛争ウァフェーデ]〉、(ロ) 〈Gefangenschaftsurfehde [拿捕ウァフェーデ]〉、(ハ) 〈Hafturfehde [拘束ウァフェーデ]〉である。これら3形態は、大きく (イ) と (ロ)(ハ) とにわけられる。前者 ([イ]) では、ウァフェーデ誓約者は捕捉を受けてはいない。(イ) は一種の和解契約である。これにたいし後者 ([ロ] と [ハ]) では誓約者は捕捉された存在である。エーベルは、(ロ)(ハ) をあわせて 〈Hafturfehde〉 とも呼ぶ。いわば広義の 〈Hafturfehde〉 である。広義の 〈Hafturfehde〉 のうち (ロ) 〈Gefangenschaftsurfehde〉 は、フェーデの経過中にフェーデの相手側を捕捉できる好機があって捕捉し得た後でその釈放のさいに誓われた。捕捉は「私的な実力行使 (privater Gewaltakt)」として生じた。たいして (ハ) 〈Hafturfehde〉 (いわば狭義の 〈Hafturfehde〉 である) は都市の「裁判上の措置 (gerichtliche Maßnahme)」として (言い換えれば、裁判手続きの一環として) 起きる。⁽⁵⁾

エーベルはこのように (ロ) 〈Gefangenschaftsurfehde〉 と (ハ) 狭義の 〈Hafturfehde〉 とをわけつつも、両者の関係についてこう述べる。(ロ) と (ハ) のウァフェーデ誓約の間には、形態の上でも内容の上でも違いはない。都市がフェーデにおいて〈敵〉の地位にあるものとして被捕捉者にウァフェーデを誓わせる ([ロ]) のであれ、〈司直〉の立場にあるものとして誓わせる ([ハ]) のであれ。また捕捉が、歴とした理由なくおこなわれたものであろうとも、裁判所によって「真正の自由刑」として命じられたものであろうとも、違いはない。(ロ) と (ハ) のウァフェーデには相違がなかったという点を、若干敷衍すれば以下の通りである。⁽⁶⁾

これら (ロ) と (ハ) のいずれであれそこに働いていたのは、次の根本思想であった。身柄の自由を奪う行為は自由を奪われた者の名誉を傷つけ

研究ノート

る行為であり、傷つけられた者の名誉は自由を奪われた者が奪った者にたいしてフェーデを取行することで回復し得る、と。名誉の回復はフェーデを実行するに値する行為であり、従って名誉を傷つける行為にたいしては報復（フェーデ）が起き得る。報復を回避するために、都市は被捕捉者に復讐断念を誓わせる。たとえ捕捉が「正当に（*mit rechte*）」おこなわれた行為であろうとも。また捕捉された者を都市が当事者（被告）として裁判に付すことがあろう（つまり、捕捉された者だとの理由で彼を裁判の当事者として認めぬということはない）とも。以上の意味で、フェーデ法（*Fehderecht*）と都市の刑事司法（*städtische Strafjustiz*）とに違いは見られない。たとえ都市の刑事裁判権といえども、その根拠となっているのは「敵対関係（*Feindschaft*）」である。都市と法違反者（*Rechtsbrecher*）との間に（フェーデにおけると同様に）起きている敵対関係である。都市が法違反者を捕捉するのは、都市が事実上の力関係の上で優越した位置にある当事者（敵対当事者）としてであるし、都市司直（*Obrigkeit*）としてでもある。いずれによってであれ捕捉を受けた法違反者（本人でなくとも親族友人傍輩ら）は捕捉を被ったことにたいし、都市に復讐することがあろうし、都市に告訴を提起することもあろう。

捕捉がいかなる理由で起きたのであれ、ウァフェーデの形態・内容に違いが見られなかった点についてエーベルが述べているのは、ほぼ以上である。おそらくエーベルはウァフェーデ誓約証書の内容から判断してこうした見解にたどりついたのであろう。捕捉の根拠がフェーデの過程に由来していたのか、それとも都市の刑事司法の実行に依拠していたのかについては、ウァフェーデ誓約証書の内容からは明瞭ではないと見るのであろう。

（3）本稿における考察の主眼

このように捕捉の根拠について違いが明瞭でないというところをむしろ積極的に評価しようとしたのが、既述のシュミット所論であり、そこに彼の所論の特徴があったのではなかろうか。彼は、都市刑事手続きとしての

捕捉権はフェーデの過程における捕捉の発展したものと見た。

ロストック市関係のウァフェーデ誓約証書からは上述の違いが真実見いだされないのかどうかの問題は、誓約証書そのものの分析・考察によって改めて追究するに値する仕事となろう。この仕事はしばらく措くとして、本稿は、シュミットの所論から示唆を受けて、都市と都市との間に、また都市と近隣の貴族との間に起きていたフェーデから、いかなる過程を経て、都市が、都市刑事手続きとしての、市民にたいする捕捉権を生成させ発展させていったか——この問題に目を向けたい。しかも上述の通り、具体的に南ドイツの幾つかの都市を選んでウァフェーデ誓約証書や裁判証書その他の史料を手がかりにして——こうした仕事は、シュミットがおこない得なかったところである——考察を試みたい。

2 捕捉されることとそれにたいする報復

(1) 捕捉されることと市民の基本権

① ニュルンベルク都市条例法 (1320-1360年) から

中世後期の市民が捕らえられ身柄を拘束されることがあったのは、例えば、1320年から1360年にかけてのニュルンベルク都市条例法の中に、「或る市民が捕らえられる場合は (*Ob ain burger gevangen wirt*)」と題した規定の冒頭にこうあるところからわかる。いわく「わが〔都市の〕司直たる裁判官、市参事会員、審判人および名を挙げられた者ら (*genanten*) は、次のごとく命じるものなり。なんびとであれわれらが市民の或る者が捕らえられる場合に、この者は、わが身を請け出すのに13ハラー貨よりも高い金額を支払うことあるべからず。他方なんびとも、それ〔13ハラー貨〕よりも高い金額を支払わせて身を請け出させることあるべからず。なんびとかがこれを冒して、市民に定められているよりも高い金額の金が支払われ

研究ノート

たときは、その〔市民に定められている額を越えた金額の〕部分は、都市に納められるべし。〕

これは、ニュルンベルク市民が捕捉したり捕捉されたりする場合の身請金の最高額を定めた規定である。これによれば、市民が他の市民（司直を含めて）によって捕らえられることがあった。

さらにまた同時代の別の規定（「市塔牢に留置される者は（*Swer in den turn geleyet wirt*）」）には、望ましからざる行為に及んだ者について、こう見える。「捕らえられ市塔牢に留置される者の〔留置されるもとを作った〕行為が、その者の生命を失わしめるに相当する行為〔罪〕にあたる時は、その者が〔所払いに処せられるのを嫌い、あくまでも〕市民権を受け〔つつ市民として都市に留まら〕んと望むときは、彼は死を迎えるまで市塔牢に留め置かれるべし。そのときは〔釈放の〕恩赦であれ〔釈放の〕請願であれ、また〔釈放に繋がる〕他のいかなる事情であれ、もはやこれらのいかなることもその者にはふさわしからざるものたるべし。他方〔刑として〕生命を失うことにはならぬその他の事件で市塔牢に留置されている者については、その者を彼の非行のゆえに改めて刑を科さんするときはその者には恩赦がふさわしきものたるべし。」⁽⁸⁾これによれば、各種非行について市民は、初めから自由な身柄で法廷に立つのでなくて、一旦捕らえられた上で訴えを起こされることがあった。

②『フライジnk法書』（1328年）から

市民にたいする捕捉に関して条例法が定められているのは、反面で或る事情があったことを示してくれている。それは都市において市民にたいする捕捉の事件がとりわけ捕捉権の濫用のせいであらざるで起きていた事情である。捕捉権の濫用問題を例証するのに恰好の一史料として『フライジnk法書』（1328年）に存する一規定がある。同法書はフライジnk市において36年の長きにわたり代弁人として活動したループレヒト・フォン・フライジnkが編んだもの⁽⁹⁾である。ではさっそく、この『フライジnk法

書』(1328年)における当該規定を以下で見たい。

フライジnk法書では、その冒頭以降、殺害、正当防衛、傷害の順序で関係規定が設けられているが、傷害の規定に次いで再度殺害の諸規定が続く。この中に次の規定¹¹⁰⁾が見いだされる。

これをまず一言で述べると、都市にとって有害な人間を捕捉するさい彼にたいする個人的な憎悪のゆえに捕捉を敢行する役人は賠償の責めを負うべきであるとされる。この規定は問答の形式をとって、いささか詳細に涉っている。要点を挙げていけば、こうである。

都市裁判官は下役として「従者 (*chnecht*)」もしくは「息子 (*sun*)」(彼は従者の息子なのか、それとも裁判官の息子なのかはこの段階では明らかではないが、後述からみて裁判官の息子である)を置いている。これらの者は下役の仕事の一つとして道路の夜間見回りの仕事を受けもつ。そこで彼ら下役 [A] が夜間見回りのさい、灯火をもたず路上を往来し誰何されても名乗らぬ者 [B] に遭遇するときは、この者 [B] を「有害な人間」として捕捉すべき (*den sullen si vâhen fur einen schedleichen man*) であった。都市にとって「有害な人間」の範疇に、街道もしくは路上における夜間徘徊者が属していたのには、注目したい。

さて、そこで問答のうち問いがなされる。そうした場合この者 [B] が捕捉させぬとして抗うために、かの「裁判官の従者 (*des richters chnecht*)」[A] がその一人もしくは二人三人の者 [B] を打ちすえた(このところには「有害な人間」がしばしば徒党を組む存在であることが窺える)ために死に至らしめる (*slahent ir einen ze tôt oder mêr*) ときは「裁判官の従者」[A] は、当該殺害の件で告訴を受けるべきであるのか、どうか (*weder sol man des richters chnecht ansprechen um den tôtslach*)。その答えは「しかり (*Wir sprechen : Jâ*)」であった。ところで、この「しかり」には、二種の場面が埋め込まれている。

第一は、以下の通りである。彼 [A] は翌日早朝に裁判所に出頭し告訴を受けて(告訴者がなんびとかは不明であるが、おそらく致死者の親族友

人傍輩か裁判官かであろう) 市民の面前で次のごとく宣誓によって無罪の申し開きをなす (*bereden mir ir aid*) よう義務づけられる。彼 [A] がその者 [B] を死に至らしめたのは、彼 [A] に委ねられている正規の平和の名において起きたことである、と (*daz si di tótsleg durch rechten frid getân, der in enpholhen wurd*)。このときは、この主張をなす「彼 [A] は、信用される (*gelauphaft*) べし。」ところが、ことはこれで済まない。彼 [A] がその者 [B] を死に至らしめたのは、彼 [A] のその者 [B] にたいして抱いていた宿怨によって (*durch einen alten has*) 起きたと主張する者が出てきて、この者がこのことを彼 [A] にたいして立証し (*suf si bewæren*) 得るときである。このときは、彼 [A] は賠償の責めを負わ (*enkelten*) ねばならぬのである。

第二に、ここに裁判官自身の思惑が絡んでくることがある。「裁判官の息子あるいは従者 (*des richters sun oder chnecht*)」[A] は職務として上述のように、灯火をもたず夜路上を往来し誰何されて名を名乗らぬ者 [B] に遭遇するときはこの者 [B] を「有害な人間」として捕捉すべき任務を負っている。ところが、彼 [A] はこのことを奇貨居くべしとて、この者 [B] にたいする彼 [A] の個人的な憎悪感のゆえをもって (*um ir selbers has*) この者 [B] の殺害に及ぶことがある。しかも、このとき、裁判官が身内可愛さのゆえに彼 [A] を捕捉することを望まぬ (*der richter wil si dar um nicht vâhen, das si sein chnecht oder sun sint*) ことがある。このときは、フライジnk市民が告発に動き彼 [A] を捕らえ市牢に (*in ir vanchnuzz*) 勾留しうるし勾留すべきである。と同時に彼 [A] にたいする裁判を開くよう裁判官に求める (*ein gericht vodern von dem richter*)。裁判官が裁判を開かぬときは、こうなる。市民は書簡をもって (*an dem prief*) 都市君主に (*zuo der stat herren*) 以下のことを伝えるべし、と。彼 [A] を殺害容疑で (*um einen tótslach*) 捕えたこと、これは裁判官が彼 [A] を裁判に付そうとせぬ (*hintz in nicht richten wolt*) からであることを。都市君主すなわちフライジnk司教は「流血事件を裁き得るバン

(Bann) 権力 [刑事刑を科し得る裁判権] を有する (*den pan hab, daz er uber di pluotrigen gerichtten mug*)」者を新しい都市裁判官として都市に送り込むことになる。従って、前任の裁判官 (*der alt richter*) は裁判官職を解かれる (*nicht mèr des gerichttes phlegen*) に至る。ただ以上の規定には、問題の裁判官や先の「息子あるいは従者」[A] にたいし責任を追及するとか、処罰をするとかに関しては、言及がない。

多少紹介が長くなったが、上述『フライジnk法書』の詳細な一規定の目から眺めるとき捕捉権が濫用される可能性があり、その上濫用の確率も低くはなかったことが理解できよう。とりわけ裁判官の職権とも絡んで、捕捉権の濫用問題が重視されていた一端がわかる。

(2) 捕捉と名誉観念

さて、報復の権利は身柄を拘束されたことにたいして行使された。というわけは、エーベル (上述) が指摘したように、捕捉の行為はそれ自体名誉ある人間の名誉を傷つけ、この者の名誉を奪うものであった。この点を、ウァフエーデの誓約証書から見てみよう。

①レーゲンスブルク・ウァフエーデ誓約証書——1365年3月27日

レーゲンスブルクの証書事例 (1365年3月27日) にこう見える。⁽¹¹⁾「わたくしハンス・デア・キルヒマイア・デア・ポートはこの文書によって公然告白する。わたくしは収牢されることになった。レーゲンスブルク市のわが参事会員の牢にである (*daz ich ze vanchnúzz chomen waz in meiner herren von der stat rat ze Regens[purch] vanchnúzz*)。有害なる事件のゆえに (*vmb schedlich sach*)。この事件とはわたくしがレーゲンスブルクのわが市参事会員にたいして、および市民の全員にたいしておこなったものであり、これがゆえに (*darvmb*) わたくしは生から死へと処断されることになった。しかるに」——と証書は続く——「わが参事会員は神の名において (*durch Got*)、および名誉ある人々の熱心なる懇願に基づいて (*durch*

erberger laut vleizzigen pet) わたくしに誠意と恩赦とを施し (*die trew vnd div genad tan*) 次のことを遵守するのを条件にわが生命を保持させんとした。すなわちわたくしは、わが市参事会員にとって、また市民の全員にとって、さらにわたくしの収牢に責めある人々 (*di an meiner vanchnúzz schuld sind gewesen*) のすべてにとって良き友とならんとする (*gút frevnt pin worden*) ことである。^(11a)この「わたくしの収牢に責めある人々」といった言葉には、次の考え方が反映されていよう。理由はどうであれ市民を捕らえる者はこのこと自体のゆえに責めを負わねばならなかった、と。

上の文で、「これがゆえに (*darvmb*) わたくしは生から死へと処断されることになった」云々の箇所に注目されたい。既述エーベルの所論にあった狭義の〈Hafturfehde〉(すなわち都市刑事司法の一環としての捕捉に基づいたウァフェーデ)のありようが、フェーデの過程で起きる捕捉に基づいたウァフェーデとは区別されるものとしてこの箇所によく現われている。都市司直は被捕捉者にたいして本来ならば刑罰(とりわけ肉刑[生命刑および身体刑])を科すところであったが彼の親族友人から釈放請願が出たのを考慮して恩赦を施し彼を拘禁するだけで済ましその釈放にさいしてウァフェーデを誓約させる、というのである。ほんとうならば刑事刑を科されても文句のいえる筋合いではなく、恩赦によってウァフェーデの誓約を果たすことでことなきをえたのを感謝するとの趣旨を述べるウァフェーデ誓約証書は、レーゲンスブルクにはしばしば知られる^(11b)。以上にたいし、フェーデの過程で捕らえられた者に〈刑罰〉を科すといったことはもとより考えがたい。

② リンダウ・ウァフェーデ誓約証書——1415年3月4日

ボーデン湖畔の帝国都市リンダウにおけるウァフェーデ誓約証書(1415年3月4日)も同工異曲の調子でこう述べる⁽¹²⁾。「わたくしコンラート・ネンディンク・フォン・リングノウ (*Lingnow*) は、紛争のゆえに (*von der sach wegen*) リンダウ市民とリンダウ市とがわたくしを牢に繋いだ (*die*

Burger vnd die Stat ze lindow in fanknüst hettent) ことについてこの文書によってすべての人に公然告げる。彼ら [リンダウ市民とリンダウ市] は名誉ある人々の請願によって (*von erber luten pet wegen*) わたくしに再び恩赦を施しわたくしをそこ [牢] から解き放った。そのさいわたくしは神と聖遺物とに賭け、教え込まれた言葉を用い (*mit gelerten Worten*)、また数本の指を立てみずから宣誓した。それについて、すべての人と良き友たるべきであり (*darvmb menglichs güt frvnd sin sol*)、もはや報復したり復讐したりすべきではなく、しようとも望まぬ (*niemmerme geafern noch gerechen sol noch wil*)。言葉によってであれ行動によってであれ (*weder mit Worten noch mit werken*)、密かにであれ公然とであれ、いかなる方法によってであれ (*haimlich noch offenlich in dehain wise*)。ここに「それについて」とは牢に繋がれたことを指す。

これらレーゲンスブルクの事例 (1365年3月27日)、リンダウの事例 (1415年3月4日) によれば、誓約者がウァフエーデ誓約によって報復を放棄するのは、身柄を拘束され入牢の憂き目に遇ったことにたいしてであった。これにたいし、誓約者が裁判によって刑事刑に処せられそうになったとか、紛争が誓約者の有利に解決しそうになかったとかにたいしてではない。どのような理由によってであれ捕捉されることが、名誉ある人間 (*erberger läut, erber luten*) の名誉を傷つけ名誉を奪う行為であった事情の一端がわかる。

(3) 捕捉された者の親族友人による報復の虞れ

ウァフエーデの主たる内容は、捕らえられた者Xが釈放されるさいにXを捕らえた者Yにたいしておこなう誓約であり、しかも、Xを捕らえたことにたいし今後報復することはないとのXによる誓約、すなわち返し、復讐の放棄の誓いである。

では、なぜこういった誓約が成り立っているのであろうか。言い換えれば、捕捉者Yは被捕捉者Xがそのように誓約するのを確認した上で初めて

Xを釈放するのは、なぜなのであろうか。ここにはいかなる思考が潜んでいるのであろうか。それは、こうではないか。人はゆえなくして（すなわち不法に）捕らえられることはない、ゆえなくして捕らえられたときは、XはYにたいし報復する権利がある、との思考が存したことである。しかも、報復の権利は、捕らえられた者X本人に存するのみならず、Xの親族友人傍輩にも帰属する。報復する権利のあった者が権利を放棄するところにウァフェーデは成り立っている。

この場合、上述のように報復の権利はXの親族友人傍輩らにも帰属した。この点については、或る1つの法規範と2つの実例とでもって説明したい。

①『フライジング法書』（1328年）の一規定

まず或る法規範とは『フライジング法書』中の規定である。上述のように『フライジング法書』では再度殺害の諸規定が続くが、この冒頭に知られる一箇条が該当のものである。これは、殺害事件で被疑者を捕捉する場合の規定である（*Wir sprechen mër von vanchnuzz, dô tôtsleg von geschehent*⁽¹³⁾）。ここに述べられているのは、いわゆる死者を被告とする告訴手続きである。いわく「或る者[A]が或る有害な人間[B]を捕らえ裁判所に引き渡さんとするとき、捕らえさせぬとしてこの者[B]が抗うことがある。このためやむなく彼[A]がこの者[B]を捕捉するにさいしこの者[B]を傷つけ、もしくは殴打することがあり、このときその場でその者[B]を殴打によって死に至らしめ、あるいは傷害のゆえにこの者[B]が死去することがある（*Wil ein man einen schedleichen man vâhen und wil in antwurten auf daz gericht, der wil sich nicht lazzen vâhen, er muozz in wunden oder slahen, slecht er in auf der stat ze tôt oder stirbt er an den wunden*）。」このときは、裁判はどう進行するのであろうか。「彼[A]は、当該死者[B]そのものを裁判所に引き渡し、この者[B]を自分共七人によって有罪の立証を果たすべし。（死者たる）この者[B]は有害な人間であった、彼[A]がこの者[B]を捕らえたときは、と（*sô*

sol er den tôten man dem gericht antwurten und sol auch er in berechten mit siben,daz er ein schedleich man gewesen sei,dô er in gevangen het).」 ラントにとって有害な人間にたいする七人による宣誓手続きの典型的な形態がここには述べられている。直ぐ続けてこう述べられるものが、ここでの本稿の問題である。

いわく、「これによって、彼 [A] は以後は裁判官から、および親族友人傍輩ら [C] から、自由となるべし (*Dô mit sol er denn ledich sein von dem richter und von den freunten*)。』すなわち、原告の「彼 [A]」は、本来ならば殺害事件の被告の地位に立つべきであった。だが、原告として上記の立証に成功するときは、もはや、都市裁判所裁判官から弾劾されたり、また死に至らしめられた者 [B] の身内の者ら [C] から訴えを起こされたりすることは、あるべからざることになる。従って、復讐が起きんとするときは、都市司直や市民にたいし強く注意が喚起される。いわく、「もし (死者 [B] の) 親族友人傍輩ら [C] が、そのことを根にもって彼 [A] にたいして憎しみを抱かんとするときは (*Wolten im di freunt dar um has tragen*)、裁判官と [フライジnk] 市民とは、その者ら [C] にたいし、彼ら [C] が彼 [A] の友人となるように極力努めるべし (*sô sol der richter und di purger si benotten daz si sein freunt werden*)。』

ここに「そのことを根にもって」とあるのは、身内の者ら [C] の一人であった者 [B] が原告 [A] によって死に至らしめられたことを指している。このように彼ら [C] は、原告 [A] に敵対してはならぬと共に、原告 [A] 以外に有害な人間 [B] の捕捉にあたった人々 (フライジnk 市民) にたいしても敵対してはならない。これら人々は保護を受ける権利をもつ (*Sôgetâneu recht sullen alle di haben,di schedleich leut vâhent*)。

以上のように述べる規定において注目しておきたいのは、報復や復讐を放棄させることが、個々の訴訟当事者だけの問題ではなく都市の司直と市民全体の問題ともなっていた点である。

②コンスタンツ市の裁判証書——1376年8月18日

次に2つの実例とは、1つは1376年8月18日（コンスタンツ）付けの裁判証書に知られる事例である。本証書は、コンスタンツ市の裁判集会において裁判官コンスタンツのフォークト、コンラート・マンゴルトの下で起きた訴訟手続きの顛末を記している。これによれば、リンダウ市の市長ウルリヒ・デア・シュライバー [A] は代弁人を伴い (*mit sinem fursprechen*)、ハンス・マンテリなる者 [B] を、「盗みの容疑によってラントにとって有害な人間」なる者 (*ain schädlich man wär dem lande mit dupstal*) との訴えを起こした (*zū dem klegt…vnd spräch*)。この後は、原告 [A] の告訴弁論 (*klag vnd ansprach*) と被告 [B] の応答弁論 (*antwort vnd widerrede*) が展開する。とくに被告の弁論内容については、本稿に関係するところがある。これは後述するとして、ここでは原告被告の弁論には触れず次に進みたい。すなわち立証手続きである。原告 [A] は自分（つまり原告）共七人による断罪宣誓手続きをおこなった。この詳細もここでは措くとして、最終的に判決としてハンス [B] は吊るし首を宣告された。吊るし首刑の執行にさいしては、彼 [B] の両手は後ろで縛られ両眼は目隠しを施された上で刑場に連行され、地上9フィートの高さで吊るし台に (*da nvn schüch hóch von der erde an ainen galgen*) 吊るされるべし、と。ここに「地上9フィートの高さで」というように具体的な高さの数字が出ていることは、有罪者 [B] の死が完璧なものたるべきことを公然と示すことを目的としている。一種の処刑上の儀式を意味していよう。

宣告後のことで裁判証書が書くところが、ここでの問題である。すなわち「その後で (*Darnach*)」——と証書は書き添えて、次のように述べていく——「かの [原告] ウルリヒ・デア・シュライバーは、彼 [裁判官] に或る判決を下してくれる (*an ainer vrtail erfarn*) ように、懇願した。彼 [ウルリヒ] もしくは [他の] なんびとかにたいしてそれがゆえに戦いを挑み、あるいは敵対関係を企てんとする者 (*der in ald ieman darvmb vèhen ald vientschaft anlegen wolt*) がいるときには (*ob iemän wär*)、なに

が、それがゆえに真実の法たらんか (*was sind rehten darvmb wâr*) について判決を下してくれることを。」ここに「それがゆえに (*darvmb*)」とあるのは、ハンス・マンテリが盗みの罪によって「ラントにとって有害な人間」なる者として断罪され、吊るし首を宣告されたことを指す。

さて、このウルリヒの懇願を受けて次のごとく「全員一致で正規の判決が下された (*Do ward mit reht gesamnotter vrtail ertailt*)。』すなわちその1つがこうである。

(イ)「ハンス・マンテリに起きた上述の事件およびハンス・マンテリが被った判決 (*dv vorgeschriben sach vnd dv vrtail, dv vber den selben Hansen Mântelin geloffen wâr*) は、しかるべく裁判において立証され宣告されたものである (*als gar redelich mit dem rehten beschehen vnd vollefürt wâr*) と。」もう1つの判決が次のごとく下された。

(ロ)「かの〔原告〕ウルリヒ・デア・シュライバーにたいし、あるいは彼〔ハンス〕の有罪立証のために彼〔ウルリヒ〕に助力した者 (*die im siner warhait gehulfent*) にたいし、あるいは判決発見人 (*die rihter*) にたいし、あるいはだれであれその他の者にたいして、この件を根にもって (*von dire sach wegen*) 戦いを挑み、あるいは敵対関係を企てんとする者は、あるいは当該事件について報復せん (*die sach rêchen wôlt*) とする者はだれであれ (*wâr dânnne, das ieman wâr, wer der wâr*)、その者は、法を喪失し、かつ有罪に陥った者として、またちようど判決を被って現在ここに立ち居る上述のハンス・マンテリにおけると、ことごとく同罪たるべし (*der solte stân in allen den schulden als ain rechtloser vertailter man in aller der wise, als der obgenante Hans Mânteli do zemale stund, da der vertailt was*) と。」

ウルリヒの懇願を受けて判決発見人によって発見され、裁判官によって宣告された判決は、以上の通りであった。この裁判証書の記述からは、次の点がわかる。捕らえられ有罪の判決を受けたハンス・マンテリの側、すなわちその者の親族友人傍輩らは報復の権利を有しており、それゆえに、

原告や捕縛従事者、また判決発見人また裁判官らにたいして復讐の虞れがあったことである。しかも、この確率は低くはなかったことである。報復者にたいする制裁がわざわざ裁判証書において上記のごとく判決でもって確認されていることから、これは窺うことができよう。

こうして、本裁判証書の意義は、有罪判決を受けた者の親族友人傍輩らに有罪判決もしくは当該訴訟手続きに後から異議を提起したり、被告の捕捉や裁判になんらかのかたちで助力支援した者にたいし報復することがないように注意を喚起し、またあえてこれを犯すときは、有罪者たる被告と同罪に陥ることを、明示することにあつた。裁判証書を発行することで注意を喚起し、明示する相手は、被告の親族友人傍輩であり、裁判集会の出席者である。報復の禁止は都市司直にとって大きな関心の的であつたことが、上記のごとく「その後で (Darnach)」云々の書き出しで文章が差し挟まれているゆえんであろう。

以上のように、法規範においてであれ実例においてであれ、報復の禁止に注意が喚起されていることは、報復の権利が市民の権利として強く意識されていた証左となろう。

報復の権利は、ゆえあつて捕らえられる場合においても通用していたのであろうか。現実にウァフェーデの誓約が交わされているところからいえば通用していたと見られる。通用していたと見られる間の事情を探るに、〈ゆえなくして〉捕らえられる場合と、〈ゆえあつて〉捕らえられる場合との境界は必ずしも判然としていなかった現実があつたのであろう。

③ケンプテン市の裁判証書——1381年4月1日

2つの実例のうち1つとして、ケンプテン市の裁判証書(1381年4月1日)⁽¹⁵⁾を見てみたい。ケンプテン市庁舎内に設けられた裁判法廷を主宰するのはケンプテン市裁判官 (*statamman*) コンラート・デア・ブルッガーである。原告の役に就くのは、廷吏の下役 (*des gebiuttels kneht*) でクンツ・ヴァンクリッツという名の男 [A] である。彼 [A] には代弁人が伴って

いる。クンツ [A] は当法廷で裁判官に次のように告知する。ケンプテン市民がベンツ・ヘーゲリン・フォン・ムッスンなる者 [B] を「有害なる人間として (*für ainen schaedlichen man*)」捕捉したので、彼 [B] を身柄を拘束したままの姿で当法廷に連れてきている、と。ここに来るまで彼 [B] は市塔に (*in dem turn*) に収容されていたのをそこから引き出され (*vss dem turn*) てきたのである。

さて原告クンツ [A] は、被告 [B] にたいする手続きに関して判決人による全員一致の判決提案が示されるよう (*an ainer gemainer vrtail ze eruarent*) 裁判官に求める。これを受けて裁判官は、2点について判決を判決人に問う。第一に、ベンツ [B] は身柄を拘束されたままで法廷に立つべきかどうかについて。第二に、ケンプテン市とラントとが彼 [B] から被ったこと [損害] にたいしては法はどのようにになっているのか (*das der stat ze Kempten vnd dem land von im widerfar, was reht ist*)、言い換えれば彼 [B] にたいする賠償もしくは処罰の請求はどうあるのかについて。判決人による判決提案が得られた後、第一の点については判決提案の通りに裁判官は彼 [B] を捕捉された姿のままで法廷に立たせる。第二の点については、判決提案の内容は証書からは明確ではない。第二の点は第一の点と関係して (つまり被告は捕捉された姿で法廷に立つことから) 裁判手続きの進め方が問われていよう。従って、原告は被告にたいし断罪の請求をおこなうべし、というのが判決提案であったであろう。そしてこれが裁判官によって判決として告げられたものとおもわれる。

こうして身柄を拘束されたままで法廷に立つことになった (*vor geriht stünd vnd engagen was gebundner vnd gevangner*) ベンツ [B] にたいして、(判決提案通りに) クンツ [A] が「ケンプテン全市民の名において (*von der burger wegen gemainlich der stat ze Kempten*)」告訴を提起する (*clegt zú im*)。ベンツ [B] はケンプテン市に著しい災悪 (*gross vbel*) を加えた、と。かつ、このことのゆえに斬首されること (*das man das hópt von im naem*) を求めた。さらに、付け加える。被告ベンツ [B] が「こ

れ〔訴え〕を否認し、それ〔否認〕を然るべき証拠でもって証明せんと望むときは、それは法にある通りである (*wa aber er des in lögen stünd,des well er in wisen mit erber ziuknüst,wie reht ist*)。ここに「法にある通りである」というのは、被告が否認するときは法が定める通りの証明手続きに入るとの意味である。

被告〔B〕の応答 (*widerred*) は、こうであった。彼〔B〕は代弁人によることなく(彼〔B〕にも代弁人が付き添っていたにもかかわらず代弁人をわずらわせずということである)みずからの口から (*mit sinselbs mund*)公然と (*offenlich*) 応答する。余は否認せぬ、と (*sprach er lögnoti nit*)。法廷における自白である。かつ原告〔A〕の訴えの文言を、被告〔B〕自身が鸚鵡返しに述べる。裁判証書によれば、彼〔B〕はケンプテン市に著しい災厄を加えた、そのことのゆえに斬首されることを乞うた、と。ここで裁判官の判決質問に答えて判決が提案される。それは、原告〔A〕が求め被告〔B〕が乞うたところの斬首 (*geriht mit dem swert*) であった。以上によれば、原告の告訴のさいに述べられていた言葉をそのまま使って被告は罪を認め刑の執行に応じる。全く同一の言葉が煩雑にも原告と被告とのあいだに繰り返され往來する。このように、同一の言葉を行き交わせることで原告被告なかんづく被告の弁論・応答の公然性・確実性が保証されるのである。いわば「コトバによる担保」によって保証される。

さて、斬首はこう執行される。身体二つ (*zwei stuk*) となり首肢が所在を異にした後は、頭と肢体との間は (*zwischen ahslen vnd oren*) 人が騎行し通行し (*riten vnd ganiug*) 得るだけの幅で空いてはならぬ。「もはや彼〔B〕によって〔ケンプテンの〕ラントにも都市にも損害が加えられることが起こらぬように (*dem land vnd der stat von im füro dehain schad mer mug wideruaren*)。ここに「人が騎行し通行し得るだけの幅で空いてはならぬ」とあるのは、これまた、有罪者〔B〕の死が完璧なものたることを公然と示すための、一種の儀式を指すものであろう。上記コンスタンツ市の例では吊るし首が、ここでは斬首刑が宣告され、不

名誉刑と名誉刑とに刑種がわかれた——いずれも「ラントにとって有害な人間」として断罪されたにもかかわらず——のは、なぜであろうか。詳らかではないが、被告の身分の高下が関係していようし、ケンプテン市の事例ではベンツ [B] は罪を認めていた（従って、「七人による宣誓手続き」を要しなかった）。この辺りの事情が関係していようか。

ともあれ、この判決の後さらに判決が提案される。そしてこれが本稿直接の問題である。被告ベンツ [B] は裁判によって断罪された (*vberwunden ist mit dem rehten*)。彼 [B] 自身有罪を認めた (*och sich selber vberseit hat*) からには報復はあるべからず、ということである。すなわち「原告クンツ [A] やケンプテン市にたいし、また彼 [B] を捕捉した者ら (*die in gevangen hetten*) にたいし、そのことのゆえに、敵たらんとしフェーデをしかけんとする (*fient sin welt vnd si darumb vehen welt*) 者あるとき (*wer der waer*)」のことである。そのような者がいるとき、その者は「法の名において、今日ここにあるベンツ・ヘーゲリと、ことごとく同罪たるべし (*süllent sin von rehts wegen in allen den schulden, als Bentz Haegelli hiutzetag gewesen ist*)。』

この判決提案をおこなったのは、2名の代弁人 (*Hans der Wiss vnd Haintz ösenbri*)、ケンプテン市長 (*Haintz der Schulthaiss*) および3名の市民 (*Haintz der Murer, Jaek Lottison, Haintz Kurhuniel*) の他には、数名の名誉ある人々 (*ander erber lüt*) であった。これによって当時の判決発見人の顔ぶれが窺える。

本裁判証書（この作成に用いられた印章は、裁判官コンラート・デア・ブルッガーの印章であった）によれば、ベンツ [B] の親族友人傍輩らがフェーデによって報復することは禁じられる。ここに「彼 [B] を捕捉した者らにたいし」でも報復を禁ずるとあるほど、捕捉されるということは、被捕捉者やその親族友人らにとって看過できぬ出来事であった。

3 フェーデ事件の諸相

(1) リンダウの事例

名誉ある人間といえども現実には捕捉されることがあった。以下ではこの問題を取り上げたい。そこで、捕捉される理由を見るに、フェーデの事件があった。こうした事件を示しているのに、リンダウおよびレーゲンスブルクのウァフェーデ関係文書があるので、これらについて順次紹介し、次節における布石としたい。まずリンダウのものである。

①市民間のフェーデ事例

——ウァフェーデ誓約証書（1415年9月26日）

市民間のフェーデ事例について 1415年9月26日付けのウァフェーデ誓約証書⁽¹⁶⁾を見てみたい。これは、ブレゲンツの市民ハインリヒ・カイザーマンがおこなったウァフェーデを述べる文書である。ハインリヒは捕らえられたが釈放されるさいに、「リンダウ市民がわたくし [ハインリヒ] をそれがゆえに捕らえ牢舎に繋ぐに至った事件と当該捕捉とについて (*von der geschicht vnd vanknusz wegen, alz mich die von Lindow viengent vnd in vanknust hetent*)」ウァフェーデをリンダウ市民にたいし身体と口頭とをもって誓った (*da hân ich gesworen ainen aide liplich*)。「神と聖遺物とに賭け、また (代弁人によって) 教えられた言葉を用いて、かつ (宣誓のための) 右手の指を立てて (*ze got vnd ze den hailegen mit gelerten Worten vnd mit vffgebottnen vingern*)。」「当該捕捉について、およびそれ [捕捉] によって生じ、また起きたことについて当該リンダウ市民にとって、また当該市民の身内の者すべてにとって、さらに、市民の全部にとって良き友たるべきであり、良き友たらんと欲する (*daz ich von der selben vanknusz wegen vnd waz sich davon ergangen vnd erlofften hat, derselben von*

Lindow vnd aller der iren vnd allermenglichs güt frund sin sol vnd wil).」そして続ける。わたくしおよび他の誰であれ (*ich noch niemend ander*) わたくしので (*von minen wegen*) 今後報復するとか復讐するとかはせぬ (*furbaz nimmerme geäfern noch gerechen*) し、「またそのことでことを構えたりはせぬ (*och das nit schaffen ze tund*)」と。つまり、捕捉を受けたことで告訴したり裁判を起こしたりはせぬのである。

ここに見える「事件 (*geschichte*)」の実態はわからない。ブレゲンツの一市民がリンダウ市内で犯した非行と解することもできよう。ただ、他都市の市民相互の事件であるところから、また《*geschichte*》の言葉から⁽¹⁷⁾いってフェーデと捉えられよう。フェーデは権利の主張を掲げた当事者と、その相手当事者との敵対関係を指す。こうした敵対関係は通常一勢力と他勢力との間に生じるからである。例えば、一都市もしくは一都市の市民と、他都市もしくは他都市の市民との間の敵対関係である。あるいは、一都市もしくはこの都市の市民と、この都市の外にあって勢力を持つ騎士との間の敵対関係である。フェーデのきっかけとなる事件はさまざまであろうが、もちろんその過程で生じた行為もフェーデ関係事件に数え入れられる。

ウァフェーデの誓約については、その破約の問題が同時代においてほとんどつねに意識に上っていた。そこで、この点を見てみたい。本誓約証書には、以下のように述べられている。上記ハインリヒはリンダウ市民にたいし2名の者を正規の保証人に (*ze rechten geweren*) 立てた。復讐放棄を確実なものにするため (*ze güter sicherhait*) である。保証人となったのはコンラート・メツガーと、ハインリヒの兄弟ハンスとであり、いずれもブレゲンツ市民である。彼らは「わたくし [ハインリヒ] と連帯して (*zú mir vnuerschaidenlich*)」保証 (*gewerschaft*) の任に就く。保証の責任が生じるのは「わたくし [ハインリヒ] がおこなった宣誓と [これに伴った] 名誉 (*min aid vnd ere*) とを冒すことで」約束したことを破る (*bruchtig*) ときである。破約によってリンダウ市民のなんびとかが損害を受け (*schaden koment*) たり、害を被る (*schadhaft werdent*) ときは「わたくし

研究ノート

[ハインリヒ]と上記保証人 (*weren*) とは、連帯して (*vnuerschaidenlich*) 直ちにかつ遅滞なく、完全にこれらの損害を原状に復し償い取り去るべきである。彼ら [リンダウ市民] になんらの損失も生じぬように (*ân allen ir schaden*)。他方、ウァフェーデの破約があるときは、リンダウ市民とその支援者とは、ハインリヒと保証人とを捕らえ (*zûgriffen*)、差し押える (*bekûmben*) ことができる。

こうした捕捉や差し押えにたいし破約者本人はいうまでもなく、保証人も文句はいえない。すなわち、裁判に訴えてであれ、恩赦や特権にうったえてであれ、また権利やその他のことがらによってであれ破約者と保証人とは保護を受けることはない (*sol vns dauor dehain geriht noch kain gnad frihait noch reht noch kain ander sach nit deken friden noch schirmen in dehain wis*)。リンダウ市民が完全に (*gentlych*) 賠償を受け (*vnclaghafft gemacht werdent*)、また破約者と保証人とが当市民に負っているものがいかなる損失を被ることなく (*ân allen ir schaden*) リンダウ市民に支払われる (*inen bekert wirt*) までは。

この1415年9月26日のウァフェーデ誓約証書は最後に、上記のことを公開の、かつ真実の文書にしたためるために、またこうして作成された文書を実確なものにするために (*allez ze offem vnd wârem urkund vnd stâter vnvandelberer sicherhait*) 文書に印章が捺された事情に触れる。まず上記ブレゲンツ市民ハインリヒ・カイザーマンは自己の印章を持たぬ (*aigens insigels nit hân*) のでコンラート・タルヒなる名誉ある男の印章 (*dez erbern mans Cûnraten Talchs insigel*) を請い、その結果証書にコンラートの印章が捺された。ただしこのことによってコンラートは損害を受けることはない (*doch im selb âne schaden*)。彼はハインリヒのウァフェーデ誓約を保証する任に就く (つまり破約のさい責めを負う) わけではない。

次に保証人の印章はどうであろうか。ハインリヒの兄弟ハンスは自己の印章を捺すがコンラート・メツガーは印章をもたぬのでハインリヒ・シュミットなる者の印章が捺された。シュミットは当時ブレゲンツ市の都市裁

判官 (*statamman*) であった。ただし、彼は印章を捺すことで損害を被ることはない。保証の任にあるのはメツガーだったからである。

以上3つの印章が証書に吊るされた。とりわけ、都市裁判官の印章が使われたことは、捕捉が都市全体の名でおこなわれ、都市全体の関心事であったことを象徴するものである。

②市民と貴族勢力間のフェーデ事例

1415年9月26日のこのウァフエーデの事例では、リンダウ市民とブレゲンツ市民という二都市民間の争いが問題となっていた。他方リンダウ市と市外の貴族勢力との間にも、フェーデ事件の事例が知られる。

(a) ウァフエーデ誓約証書 1 ——1415年3月4日 [続]

第一は、前述1415年3月4日コンラート・ネンディンク・フォン・リングノウのウァフエーデ誓約証書にある事例である。誓約そのものについてはすでに述べたので、以下ではその破約の問題を取り上げたい。

コンラートがウァフエーデ誓約に違背し、この罪が立証されるとき (*Wār aber, daz ich daran bruchig wurd vnd daz vberfür vnd mich datran vbersäch*) は、「わたくし [コンラート] は法を喪失したる者、かつ有罪判決を受けたる者と呼ばれ、そうした者たるべきである (*so sol ich ain rehtloser vertailter man haissen vnd sin*)。』こうした法喪失者に遭遇した者はなんびとであれ、その者を捕らえ得る (*wā man mich dem ymmer ankommen vnd ergriffen kan oder mag*)。こうして捕らえられた者は、あたかも法を喪失し、有害なる者として断罪され、有罪とされた者であるかのように (*alz mit ainem rehtlosen vberseiten vertailten man*) 手続きに付され得る (*so sol vnd mag man mit mir gefaren vnd tün*)。

3月4日の証書は最後に、上記のことを公開の文書かつ真正の文書にしたためるために、またこうして作成された文書を確実なものにするために (*dez allez ze offem vnd wārem urkund vnd vester vnwandelberer sicherhait*)

研究ノート

印章が文書に捺された事情に言及する。コンラートは自己の印章を持たぬ (*aigens insigels nit hân*) ので、ハンス・デア・フォツヘンツァーおよびハイッツ・ノイエンスユタインなる名誉ある者たちの印章が捺され (*besigelt mit der erbern lut…insigeln*) た。ただしこのことによって彼らが損害を被ることはない (*doch inen selb âne schaden*)。彼らはコンラートの破約にたいして賠償等の責めは負わない。

(b) ウァフエーデ誓約証書 2 ——1415年10月29日——

リンダウ市と市外の貴族勢力とのフェーデ事件の第二例に、1415年10月29日ペーター・ヒルトブラント・ヒルトブランツの誓約証書に知られるものがある⁽¹⁸⁾。これによれば、リンダウ市民はペーターを捕らえ牢に繋いだ後 (*alz mich die von Lindow viengent vnd in vanknust hetend*) 釈放した (*alz si mich nun von der selben vanknust wider vszgelassen hand*) が、このとき彼は「捕捉されたことのゆえに (*von der selben vankunst wegen*)」報復することはせぬ (*niemmerme geâfern noch gerechen sol noch wil*) とウァフエーデを誓った。ここら辺りのことは、上記3月4日の誓約事例と変わらない。ただ、ウァフエーデの破約について若干新たなことが述べられている。

ウァフエーデ誓約に違背し (*ubersâch ald vberfür*)、このことが (訴訟における立証によって) 明らかになったとき (*daz das kuntlich wurd*) は「わたくし [ペーター] は有罪者で法喪失者と呼ばれると共に、かつ有罪者で法喪失者たるべきである (*so sol ich ain vertailter rechtloser man haissen vnd sin*)。」「こうした法喪失者に遭遇した者はだれであれ彼を捕らえ得る (*wâ man mich dem iemmer ankommen vnd ergriffen kan oder mag*)。こうして捕らえられた者は訴訟において、あるいは訴訟によらず法を喪失した有罪者として (*mit ainem rehtlosen vertailten man*) 手続きに付され得る (*so sol vnd mag man mit mir gefarn vnd tûn mit geriht ald ân geriht*)。ここに「訴訟によらず (*ân geriht*)」とあるのは原告の告訴による手続きではなく都市参事会による職権手続きを指すものであろう。いずれの手続

きも被告の雪冤ではなく、被逮捕者にたいする断罪を目的とする。こうした被逮捕者にたいしては、この者が持つ特権 (*friheit*) であれ権利 (*reht*) であれ、また告訴の権利 (*geriht*) であれ、さらにこの者に与えられる恩赦 (*gnád*) であれ、なんらの効力をもたないからである。

ペーターのこの事例では、ウァフエーデの遵守を保証する保証人は立てられていない。ただ誓約証書に印章のみが捺される。しかも、誓約者当人は印章を持たぬのでエーベルハルト・フォン・ヴィラーに印章を請い、これが捺された。当時ペーターはエーベルハルトに臣従する (*so hân ich erbetten den frommen vesten Eberharten von Willer, zû dez handen ich ze disen ziten stân*) 関係にあったようである。

(c) ウァフエーデ誓約証書 3 — 1418年5月2日

最後にリンダウ市と市外の貴族勢力とのフェーデ事件の第三の例として挙げられるのは、1418年5月2日ハンス・ヘーメルリ・デア・シュロッサー・フォン・ハーグナウ (*von Hagnow*) のウァフエーデ事例である⁽¹⁹⁾。ハンスはザンクト・ガレン市民 (*ettlich der von Santgallen*) によって捕らえられ、リンダウ市民に引き渡され、城楼に (*in der von Lindow sloß vnd band*) 拘禁され繋がれた。彼は次の者らにたいし「事件と捕捉とのゆえに (*von der Sach vnd vanknuß wegen*)」言葉によってであれ動作によってであれ報復するとか復讐するとかはせぬ (*Niemmer me ze afrint noch ze rechint weder mit worten noch mit werken*) と誓った。すなわち、リンダウ市民とその身内の者にたいし (*gen den von Lindaw gemainer stat noch gen dehainen den iren*)、またザンクト・ガレン市民およびその身内の者にたいして (*gen den von Santgallen gen gemainer stat noch gen dehainen den iren*)、最後に「わたくし [ハンス] を牢に収容した告訴人たちにたいして (*gen den sâchern die mich in die vanknuss geleit hant*)。』見られるように、当時ザンクト・ガレン市とリンダウ市とは都市同盟 (*gemainer stat*) の関係にあった。

研究ノート

これらの者にたいする復讐を放棄することは言い換えれば、彼ら「すべての人と友となること (*Allermenglichs güt fründe ze sind*)」であり「わが友人親族がすべての人と友として交わること (*min friund menglich darvum zefrunden ze gewinnet*)」である。また「わたくしであれ、他のだれであれ、わたくしのことで今後「訴訟を起こすとかして」ことを構えることはせぬ (*ich noch niemand von minen wegen noch daz nit schaffen sont ze tund in kainen weg*)」のである。これらのことをハンスは「自由なる意思によって (*mit gütem willen*)」表明した上で釈放された。

以上の誓約をハンスがみずから忘失し (*min selbs daram vergaß*) その結果「わが名誉と宣誓と (*min ere vnd aid*)」を冒し (*verfur vnd hieran bruchig wurd*)、これが立証される時 (*sich daz kuntlich erfund*) は「偽誓者として有罪者、かつ有害な人間 (*ain mainaider vertailter schädlicher man*)」と呼ばれ、またそうした人間たるべき者となる。こうした者と遭遇したときはだれであれ、彼を捕らえることができ「断罪され有罪の判決を受けたる有害な人間と同様の者として (*mit ainem vberseiten vertailten schädlichen man*)」手続きに付される。

この証書には——ハンスが印章を持たぬため——ブルカルト・フォン・ヴェルトノヴ、およびシュテファン・ムラーなる二人の者の印章が捺された。このうち后者はハンスによって「わが主人 (*minen maister*)」と呼ばれているが、これがなにを意味するのかはわからない。

(2) レーゲンスブルクの事例

上記リンダウ関係の諸事例のうちで都市と都市外部の勢力とのフェーデの事件については、レーゲンスブルクのウァフェーデ事例においても同様の例が知られる。

① ウァフェーデ誓約証書 1——1366年6月27日

第一は1366年6月27日コンラート・アンゲルベルガー・フォン・ハーク

(von Hag) の誓約証書である。⁽²⁰⁾ コンラートが市牢に繋がれた (*in vanchnúzz chomen waz*) 理由は第一に彼がレーゲンスブルク市でおこなった或る殺害事件に (*von eines totslages wegen*) あり、第二に別の訴えおよび嫌疑の事件によって (*vmb ander zúsprúch vnd inzicht*) いた。これらの事件のゆえに彼はレーゲンスブルク市にて拘束 (*darvmb ich ze Regenspruch beschrien*) され告訴人によって告訴を提起 (*von den chlagern, di daz gericht anrúffien*) されると共に上述のように牢に繋がれた。これによって告訴人たちは「裁判によってわたくし [コンラート] の生命を奪いわたくしを断罪せんとした (*mich mit dem rechten verderbt vnd vberwunden wolten haben*)。』

その後コンラートの友人親族が告訴人にたいして請願を起こし、その結果断罪手続きは中止となった (*habent abgenomen*)。手続きの中止は、レーゲンスブルクの市参事会員による特別の援助と支持とが得られた (*mit sunderer hilff vnd fúderung meiner herren von der stat rat ze Regens-[pruch]*) ことにもよっていた。お上の恩恵が得られたのである。こうして、コンラートと彼の友人親族とは「わたくし [コンラート] が神の恩寵によって生命を取りとめた (*ich von gotez genaden bey dem leben beliben bin*)」ことに感謝しなければならない。すなわち、都市司直とウァフェーデを交わすことでもって。そのウァフェーデとはこうである。コンラートと彼の妻、相続人、友人親族とは、彼が入牢したことについて、および彼がおこなったその他の争いや非行について (*vmb di vanchnúzz vnd vmb all sach vnd handlung, di mir widergangen sind*)、レーゲンスブルク市長アルブレヒト・デア・ブーフベルガー・フォン・ヴァインツァーにとって、および市参事会員、またすべての市民にとって、さらに彼が入牢するについて責めを負うすべての者 (*aller der, di schuld daran gehabt haben*) にとって欠けるところのない、かつ嘘偽りのない友人 (*gentlych vnd lautterlich freunt*) となる、と。言い換えれば「わたくし [コンラート] は過ぐる日に生じた事件について (*vmb all vergangen sach*) 市長や市参事会員、ま

研究ノート

た市民らにたいしなんらの敵意を抱かぬし、敵対もしない (*dheinerlay vnwillen noch veintschaft hintz in nicht haben wil*)。』

さらに誓約証書は続ける。都市および市民にたいし損害 (*schaden*) を加えることはしないし、しようとも思わない、と。ここで、上記リндаウのウァフェーデ証書にはなかった文言が見られる。すなわち「わが館において (*zú meinen vesten*) であれ、またここ [わが館] から出でて (*da von*) であれ、さらにわたくしが滞在するラント内外の他の都市において (*an dheiner andern stat inner landez noch auzzer landes, swa ich bin*) であれ」わたくしの (捕捉の) こと (*von meinen wegen*) を根に持ちなんびとかにたいし損害を与えることはしない、と。このところには、コンラートがレーゲンスブルク市の郊外に城を構え、これを巢としてさまざまな都市に去来する、騎士層の一員であったことが窺える。

またコンラートは都市や市民にたいし現在もしくは今後なんらかの要求を抱くとき (*ietzú oder furbaz ichtes ze vodern oder ze sprechen hiet*) は (フェーデによらず) 都市の法に基づきレーゲンスブルク市において都市の裁判にうったえる (*recht von in nemen sol vnd wil in irer stat nach irer stat rechten*) ことを約束する。以上の誓約と約束についてコンラートはヘル・ハインリヒ・デア・ロイテンベッケン (*hern Heinrich den Láutenbeckhen*)、ヘル・ウルリヒ・デア・プーヘエル (*hern Vlreich den Púcher*) 以下全8人を保証人に (*zú porgen*) 立てた。そこで、これら保証人の責任の中味が問題となってくる。

コンラートがいかなる方法であれ誓約と約束に違背し (*in dheiner weis vberfur daz vorgeschriben stet*)、このことが都市によってしかと立証される (*dew stat redlichen beweisen mócht*) ときは、いよいよ保証人にたいして責任が問われる。証書は以下のように述べる。

市参事会は、文書もしくは使者をもって (*mit irer stat brifen oder mit iren poten*) 保証人に違背の旨を告げる。(この告知にたいし違背者が賠償に応じぬときは) 各保証人は催告を受けて直ちに14日以内に遅滞無く各自

の代わりに (*an seiner stat*) なんびとかのしかるべき騎乗の従者 (*einen erberigen diener mit einem pferd*) を一名レーゲンスブルク市に送り込まねばならない。そのとき従者らは市内の歴とした宿屋に宿泊し、宿泊代および飲食代の支払いをなす (*laisten in erbergen gasthäusern*) のを要する。すなわち「人質として (*in geysels weis*)」である。これは「法にある通り遵守なされねばならない (*süllen der laistung nachvoligen alz recht ist*).」彼ら従者は、ウァフェーデの違背によって都市が被った損失がすべて償われるに至るまで (*alz lang vntz daz in gantzlich ausgerichtt wirt*)、宿屋を退出してはならない (*auz der selben laistung on gever von Regens[purch] nimmer chömen*)。つまり宿屋に居続けなければならない。

これは、周知の通り、保証形態の一つとして貴族や騎士世界にしばしば展開したアインラーガー（人質保証）である。なお、従者が騎乗し馬と共に宿泊するのは、保証人に負担をいっそう多く負わせる。匹馬には当然飼葉を与えねばならないからである。それによって、できるかぎり早く賠償に応じるべくいっそうの圧力が保証人にかかる。ウァフェーデの違背にたいし賠償に応じさせるための、都市側のひとつの工夫であろう。

前述（第2節 [3]）ケンプテン市の裁判証書（1381年4月1日）にあった「コトバによる担保」に比べていえば、ここでは、宿泊代や飼葉代を通したいわば「モノによる担保」が見いだされる。

コンラートの本誓約証書には、誓約者本人と保証人との印章計9つが捺された。

②ウァフェーデ誓約証書 2——1373年11月25日

都市と都市外部の勢力とのフェーデの事件をめぐるレーゲンスブルク市関係のウァフェーデ誓約事例の第二は、1373年11月25日フリードリヒ・デア・テフリンガー（レーゲンスブルクの前収税人）の誓約証書の例が挙げられる⁽²¹⁾。その内容は、前述コンラート・アンゲルベルガー・フォン・ハーケの証書における事例と大きな隔たりはない。

若干のことを摘記しよう。フリードリヒが市牢に繋がれたのは訴えおよび嫌疑の事件によって (*vmb alle ander züsprüch vnd inzicht*) いた。その後市参事会員と友人親族とが「都市と告訴人たちとに (*der stat vnd den chlagern*)」釈放の請願に及んだ。彼は、レーゲンスブルク市および市参事会員全員と、市民らと友となることを条件に刑事刑を免れた。友となる (*bin freünt worden*) というのは彼に起きた入牢と、彼がおこなったその他の争い・非行とを口実に報復するのを放棄することである。また市民らにたいしなんらの敵意 (*vnwillen*) を抱かぬし敵対 (*veintschaft*) もしないし、「いかなる要求もおこなわない (*dheinerli züsprüch, ansprach noch voderung fürbaz nimmermer haben noch gewinnen*)」ということである。

フリードリヒが友の関係になるべき市民としては、とくに次のように名が挙げられている。すなわち *《vnd mit nome Fridreich des Notangstz seiner hausfrawn vnd aller seiner erben vnd Leuppmann des Smides von Zeidlorn vnd seiner erben》* と。ここに挙げられている人物はおそらくフリードリヒの捕捉に中心となって関わった者らであろうし、延いては告訴の提起にも及んだ者 (告訴人) とその妻などの親族であろう。妻など親族までもが名を連ねているのは、こうした者も報復の対象になっていたからである。

前述コンラートの事例と比べて細かな点で異なるところは、保証人の設定と、ウァフェーデ誓約違背の効果の点である。第一に保証人の設定について。まず (1) フリードリヒは彼と連帯して責任を負う保証人として3人を選んだ。ヘル・ウルリヒ・デア・シェンケン・フォン・ライヘネック (*Nappurch* の代官)、ヘル・ヴェルンヘル・デア・テフリンガー (ヘームパウアーの裁判官)、それにヘル・ヤーコブ・デア・ムッケンターラーである。このように保証人の数が少ない。フリードリヒがウァフェーデに違背するときは、保証人は賠償の責めを負う。賠償に応じるまでは、彼ら保証人はレーゲンスブルク市内の宿屋に泊まらねばならない。次に (2) ウルリヒは騎乗の従者を引き連れて (*mit einem erbern diener vnd mit einem pfärd*) 宿屋に赴かねばならない。これにたいしヴェルンヘルとヤーコブ

とは本人が (*mit sein selbs leib*) 赴くことでよい。騎乗の従者を引き連れねばならぬウルリヒは従って、ヴェルンヘルとヤーコブに比べ宿泊代飲食代飼葉代につき重い負担を負うことになる。最後に (3) 保証人の一人もしくは複数人が死亡し、これによって保証の責めを果たせないようなことが起きるときは (*Wär auch daz der porgen einer oder mer von todes wegen abgiengen vnd nicht enwern*)、代わりの者を「良き保証人」として設定 (*ie einen andern als güten porgen an des stat setzzen, der abgegangen ist*) し直さねばならない。しかも14日以内に。

第二に、ウァフェーデ誓約違背の効果について。フリードリヒがウァフェーデ誓約に違背するときは (*ob ich das alles an ichte überfür*) 断罪された者 (*ein ubersagter man*) の地位に陥る。だれであれ、またラントの内外のいずこであれ彼に遭遇するときは、直ちに捕らえることができる (*wo man mich begreifen vnd anchomen mag inner landes oder auzzer landes*)。こうして捕らえられた者にたいしては、「(ラントにとって) 有害な人間」にたいするごとく裁判に付される (*man hintz mir richten sol alz hintz einen schedlichem mann*)。こうした者には平和も安全通行権も (*weder vrides noch gelaittes*)、また主君の請願その他なんであれ (*herren bet noch dheiner andern sach*) 効力を持たない^(21a)。

このように「ラントの内外のいずこであれ」フリードリヒに遭遇するときは誰であれ彼を捕らえることができ責めを問われない。またアインラーガーによる保証が約束されている。これらの点から、フリードリヒはレーゲンスブルク市外に城を持った騎士身分の者であったとおもわれる。

フリードリヒのこの誓約証書には、彼自身と保証人との印章計4つが捺された他に、彼の請願によって「わが裁判官ヘル・ウルリヒ・アウフ・トゥーナウ・プロプスト・ツー・レーゲンスブルク (*mein richter her Vlrich auf Tunaw probst zú Regens [purch]*)」の印章が吊り下げられた。

(3) フェーデからウァフェーデへ——ある仮説

以上のように、14世紀から15世紀にかけてリンダウ、レーゲンスブルクにおいては、都市間のフェーデ（リンダウ）、都市と都市外部の有力者とのフェーデ（リンダウおよびレーゲンスブルク）が展開し、これに関わってウァフェーデが交わされていた。

このような諸例から、ウァフェーデを誓約する理由となっていたフェーデは、都市間に起こり、あるいは都市と都市外部の勢力との間に生じていたことがわかる。このことは、上述エーベルであれシュミットであれ正しく理解していた。ただ、注意を喚起しておきたいのは、次の点である。フェーデは元来一つの都市と他の都市との個々の市民間で起こり、あるいは一都市の個々の市民と都市の外部勢力とで生じ、都市司直そのものは本来は当事者になってはいなかったのではないかということである。このようなフェーデの本来の態様に変化するというのが、本稿で仮説として主張したいことである。

以上のようなフェーデのありかたが、都市刑事法の分野におけるウァフェーデの成立と展開とに深い影響を及ぼした。すなわち、異なった都市の個々の市民間に生じたフェーデ実行の過程で一都市の市民が他都市の市民を捕らえるといった事態が起こり得た。また都市と市外の有力者（貴族勢力）とのフェーデにおいて、有力者が捕らえられることがあった。こうした事態のなかで、ウァフェーデの誓約は、本来紛争当事者間で交わされていた。

ところが当事者を捕らえるということに、やがて都市司直が（少なくとも都市司直も）関わるようになった。かつ捕らえられた者が釈放されるときウァフェーデの誓約に都市司直も関与するに至った。もしくは都市司直が中心的に関与するようになった。これを契機に、ウァフェーデの誓約が都市内の事件、なかんずく非行等都市にとって望ましがらざる事件について実施されるに至った。都市間の事件についてのみならず、また都市と都市外の有力者との間の事件についてのみならず、実施されるようになった。このようにして、都市司直が非行の疑いのあると判断するときは、市民が

捕捉、拘禁される。そして釈放してよい、と都市司直が判断するときは被拘禁者にウァフェーデを誓わせて釈放する。このようにして、ウァフェーデが新たに都市内制度としても出現した。

以上が本稿における筆者の仮説である。本稿では、この仮説を十分なかたちで証明することは必ずしも容易ではないが、次節以下ではこの仮説を念頭に入れて考察をおこなっていきたい。

4 捕捉権形成の契機

——フライブルク・ウァフェーデ事例(1302年4月28日)

都市内の制度としてウァフェーデ形成の契機となっていたのが、都市間の個々の市民相互に戦われていたフェーデに都市司直が関与するようになったこと、また都市と都市外の有力勢力と間で戦われていたフェーデに都市司直が関わるに至ったことにある。

ここに、とりわけ都市間の個々の市民相互に戦われていたフェーデに都市司直が関与するについては、格好の、しかも比較的早期の時代の一事例がある。フライブルク(ブライスガウ)1302年4月28日のウァフェーデ誓約証書⁽²²⁾である。そこで、これについて立ち入ってみたい。

ここでは、次のようにラントフォークトと二都市の司直・市民とが「われらが愛すべき友フライブルクの市長、市参事会および全市民」に奉仕と親愛友好の挨拶(*únsirne dienst und alles lieb und alles gút*)を送っている。すなわち、ラントフォークト、オットー・フォン・オクゼンシュタイン(オルテンベルク在)、またオッフエンブルク市のシュルトハイス(都市裁判官)のベルトルトおよびヴァルター、市参事会と全市民であり、さらにゲンゲンバッハ市のシュルトハイス、ベルトルトと市参事会である。誓約証書の趣旨は、彼らがフライブルク市司直および市民にウァフェーデ

(*urveht*) を誓約する (*geloben*) というものである。ここでは個々の市民ではなく、個々の市民が属する都市そのものがウァフェーデを誓っているのが特徴的である。オッフエンブルクおよびゲンゲンバッハの両市がウァフェーデを誓約する理由は、オッフエンブルクおよびゲンゲンバッハの2名の市民 (*zwene únsir burger von Offinbvr̄g unde von Genginbach*) がフライブルク市民によって「捕らえられ、シュネーブルクの新牢舎しかも荒涼たる牢舎に押し込められた (*die gevangen lagen uffin der núwen unde wilden Snevspurg*)」ことによっていた。

そこで両市は、かの2人の市民が釈放されるにあたって、「このことについて (*Darumbe*)」(すなわち、両名が捕らえられ、牢舎に押し込められたことについて) かつ彼ら両名と両市との名において (*für sú unde für úns*) ウァフェーデを誓約した。かの2名の市民であれ、これら両名の身内の者であれ (*sú zwene noh nieman der iron*)、またわれら両市であれ、両市の市民であれ、市民の身内の者であれ (*wir noh nieman der únsiron úch noh niemanne der úwiron*)、これらの者の行為のゆえに (*umme die gedät*) フライブルクの市長、市参事会および全市民にたいし「苦痛を与えることあるべからず (*niemir enhein leit sol getún*)」と。

オッフエンブルクおよびゲンゲンバッハ両市がこのようにフライブルク市司直および市民にウァフェーデを誓約したのには、2つの事情が関わっていた。

第一に、オッフエンブルクおよびゲンゲンバッハの各市は、自都市の市民が捕らえられたことについて利害関心を抱いたことである。この利害関心は当然のことかもしれないが、次の点に注意を喚起しておきたい。自都市民が捕らえられたのは、相手都市民とのフェーデの過程においてであった。ところで、フェーデの過程における捕捉の対象は敵対する相互の都市の市民全体に及んでいた。紛争の直接の当事者(本人)だけではなかった。敵対する都市の市民のだれでもが、相互に捕捉の危険にさらされていた。このように捕捉が敵対都市の市民の全体に及んでいた事例の一つが、いわ

ゆる報復的差押えの事象である。これが生じる一例はフェーデにあった。⁽²³⁾

報復的差押えはフェーデにおける直接の当事者以外に、この当事者が属する都市の市民全体に及んでいた。こうなってくると、敵対する都市民を抱える都市の司直は自都市の市民が捕らえられることにどうしても利害関心を抱かざるをえない。オッフエンブルクおよびゲンゲンバッハの各市が自都市の市民が捕らえられたことについて利害関心を抱いたのには、とくにこうした報復的差押えの事情が潜んでいたと見られる。

第二に、フライブルク市民によって捕らえられた敵対都市の市民はその後には釈放されるが、釈放の断を下したのは、この者とフェーデの関係にあった、フライブルク市の関係市民ではなかった。釈放の断を下したのは都市司直であった。都市司直が釈放の断を下したのには、次の事情があった。牢舎の問題である。捕らえられた者が繋がる場所は市牢（もしくは市塔牢）であり、個々の市民（例えば捕捉にあたった市民）の家宅ではない。市の施設であった牢舎への収容とここからの釈放とは、当然都市司直の決定に基づいていた。オッフエンブルクおよびゲンゲンバッハがフライブルクにウァフェーデを誓ったのは、このように市牢からの釈放はフライブルク市司直の決定があつて初めて可能であつた事情によつていた。

以上フライブルク、オッフエンブルク、ゲンゲンバッハの三市の市民間のフェーデにおいて起こつた逮捕、釈放とウァフェーデ誓約とに個々の市民に代わつて都市司直が関与した。都市司直が関与したことに、注目したい。この点は、1302年4月28日のウァフェーデ誓約証書の末尾に、こう見えてところからわかる。以上の誓約が真実であることを証するために (*ze urkünde dirre warheit*) 「われらは、われらの印章をこの文書に吊るし (*únsirú ingesigel an disen brief gehenkit*) た。」われらの印章とは、ラントフォークト、オットー・フォン・オクゼンシュタイン (S·S··RETI·O·DE OhSSINSTEIN······IS)、オッフエンブルク市 (SIGI···M·CIVITATIS·DE·OFFENBVRC)、ゲンゲンバッハ市 (S·VNIVERSITATIS·CIVIV·IN·GENGINBACH) の三印章であつた。

研究ノート

上記三都市の事例のように、異なる都市の市民間のフェーデの過程で生じた捕捉と拘禁とに、また釈放とウェアフェーデ誓約とに都市司直が関与する過程を示してくれるものが2点存する。

それは第一に、上記三都市の事例に見られたようにウェアフェーデ誓約証書に添付される印章である。

(1) 都市と市外の有力者とのフェーデとウェアフェーデとについて述べる既述1373年11月25日フリードリヒ・デア・テフリンガーの誓約証書⁽²⁴⁾には、フリードリヒ自身と彼の保証人との印章4つが吊るされたが、もう1つとして、レーゲンスブルク司教座聖堂首席司祭で裁判官ウルリヒ・アウフ・トゥーナウ（リエンハルト・アウフ・トゥーナウ [auf Tunaw] の息子⁽²⁵⁾）の印章が捺された。

(2) 既述1415年9月26日ブレゲンツの市民ハインリヒ・カイザーマンがウェアフェーデを誓った例も参照できる。このウェアフェーデ証書には3個の印章が吊り下げられた。そのうち一つは証書発給者ハインリヒが添えるはずであったが、彼が印章を所持していなかったので代人の印章が使われた。残りの2つは2人の保証人の印章が吊り下げられるはずであった。しかしこのうち1人の保証人コンラート・メツガーは印章をもたぬので当時ブレゲンツ市の都市裁判官（*statamman*）であったハインリヒ・シュミットの印章が吊り下げられた。ここに、異なる都市の市民相互間のフェーデ事件の解決に都市当局が関与するに至る過程の一例を見ることができる。

第二に、フェーデの当事者を捕捉する行為に、個々の市民のみならず都市司直が関わる。既述1415年3月4日コンラート・ネンディング・フォン・リングノウのウェアフェーデ誓約証書⁽²⁷⁾によれば、「リンダウの市民と [リンダウの] 市とがわたくし [コンラート] を牢舎に繋いだ (*alz mich die Burger vnd die Stat ze Lindow in fanknüst hetten*)。』ただしこのウェアフェーデ誓約証書に印章を捺したのは、コンラート本人が印章をもっていなかったためにハンス・デア・フォッヘンツァーとハインツ・ノイエンシュタインの2人であったが、いずれも一私人であった。以上にたいし上述1415年

9月26日ブレゲンツ市民ハインリヒ・カイザーマンがウァフェーデを誓った例によれば、ハインリヒを捕捉したのは「リンダウの人々 (*alz mich die von Lindow viengent*)」とある。とくに都市司直を示す言葉は見えない。被捕捉者ハインリヒの念頭にあったのは、個々の市民であったようである。ただ、司直が一部含まれていた可能性は排除できないであろう。

他方で、印章添付のありかたや、証書における表記法——《*die Burger vnd die Stat ze Lindow*》あるいは《*die von Lindow*》といった——だけから、個々の市民と都市司直とを概念上区別できるかどうかについては、疑問が起きるかもしれない。だが、証書に現われた言葉には、注意を払う必要があるだろう。またフェーデの過程で生じた捕捉の現象と、ウァフェーデの発端から展開への推移とを視野に入れるとき、個々の市民の他に、都市司直の働きを認めることができるのではないか。しかも、後述で触れるように、都市内における捕捉とウァフェーデ誓約とについて、都市司直の関与は頗る顕著になってきている。

以上のように考えるならば、都市司直の関与があったことは、都市間や、都市と都市外部の有力者（貴族等）間のフェーデについて、本節上述の諸事例から多かれ少なかれ窺うことができるとおもわれる。

5 ウァフェーデ制度形成の諸段階

(1) ウァフェーデ制度形成の三段階について

以上をまとめたい。ウァフェーデの形成と展開には3つの段階があったと捉えられる。各段階における主要点を摘記したい。第1段階では、一都市と一都市との市民間のフェーデの終結時に、また一都市の市民と都市外部の有力者との間のフェーデの終結時に、都市司直（具体的にはシュルトハイス〔裁判官〕や、市参事会員）が関与することなく紛争当事者自身の

研究ノート

間でウァフェーデが交わされる。第2段階になると、都市司直がフェーデの終結時にウァフェーデに関わってくる。第3は、一都市の一市民がその望ましからざる行為について所属都市の司直にたいしウァフェーデを誓約する段階である。

もとより、これら3段階が、空間的に（或る一つの都市において）も、時間的に（歴史的継起として）もこの通りに推移したと主張しようとするものではない。都市ごとに事情は異なるであろう。また、歴史的推移としても第1段階と第2段階とは、現実にはわけがたいことが少なくなかろう。従って、3つの段階はそれぞれ、ウァフェーデ制度形成の一個の枠組みとして（言い換えれば、歴史的契機の上の区分として）理解しておかなくてはならないであろう。さらに当然のことだが、第3段階においても第2段階（場合によっては第1段階）が並行して実行されていよう。残念ながら史料上の制約から、一都市についてこれら3段階それぞれを示してくれているウァフェーデ関係文書を提示することができない。

以上、ウァフェーデ制度形成史上3つの段階を区分したが、このところを、シュミットの所論（既述）と関係させて見ると、どうなるであろうか。シュミットは、第1段階と第3段階とを直結させてしまったところに、いささか無理があった。両者を媒介するものとして第2段階があったことを看過したといわざるをえない。第2段階においては、一都市の司直が都市外部の勢力（他都市の市民、あるいは都市外部の有力者）とのフェーデに関与し、この過程で捕捉した相手側当事者を自都市に連行、ウァフェーデを誓約させた。

(2) 「ラントにとって有害な人間」にたいする手続きの形成問題から

じつは、この第2段階については、フェーデとは別のもう1つの事情が関係していたと考えられる。その事情とは「ラントにとって有害な人間」（また「都市にとって有害な人間」）にたいする手続きの形成問題である。

ラントにとって有害な人間については比較的早期の時代の例にブリクセ

ン司教領国に関し1323年8月5日(コンスタンツ)⁽²⁸⁾の証書がある。これはこの人間にたいする裁判権の授与を扱い、次のように述べている。《*daz er [: Friedrich von Brixen] rihten sol vnd mag nah dem rehten in vnserem bystvm vnd gebiete vber schadelich lüte / die dem lande schadelich sint.*》ことさらに有害な人間にたいする裁判権授与の問題が証書発給の理由になっているほど、有害な人間による行為が時代の問題になっていた。ただこの証書そのものからは、「ラントにとって有害な人間」とはいかなる人物なのかはわからない。また彼にたいして行使されるべき裁判権の内容も明らかでない。この後者の点についていえば、上述の《*daz er rihten sol*》は《*daz im [: den schädlichen menschen] der richter zú sinem libe richten sol*》(後述1331年1月28日にケンプテン市が取得した特権状)^(28a)と言い換えられるであろう。すなわち《*zú sinem libe richten* [彼(有害な人間)の肉体にたいして処罰する]》ということである。刑事刑を科す権利である。

有害な人間とはいかなる人物なのかについては、そうした人物としてはとくに盗人が登場してくる。上記ブリクセン司教領国の事例の同時代『フライジnk法書』のある規定の冒頭にはこう見える。⁽²⁹⁾《*Swas man diub oder schedleicher laeut pringt mit der hanthafft fur daz gricht* [盗人あるいは有害な人間が現行犯行を示す品と共に裁判所の面前に引き渡されるときは]》と。「現行犯行を示す品と共に (*mit der hanthafft*)」にいう「品」とはとりもなおさず盗品、犯行に用いた道具である。これが被告の背に縛り付けられる。また既述1376年8月18日コンスタンツ市の裁判証書⁽³⁰⁾においてハンス・メンテリなる被告は《*ain schädlich man wár dem lande mit dupstal* [盗みによってラントにとって有害な人間であった者]》と呼ばれていた。以上のように有害な人間が盗人とか盗みとかに関係していたふしがあるとすれば、盗みの行為は単発のいわば出来心によるものではなく、常習的行為として起きていたとおもわれる。それゆえに時代の問題となっていた。

ラントにとって有害な人間は、都市の外から都市内に侵入し非行の後には都市を去るといったように都市とその外部(ラント)とを往来する人物

であった。その意味では「都市にとって有害な人間」でもあった。これらの者を都市内に宿泊させることが禁じられる。1383年ニュルンベルクの事例にはこう見える。《*Item Flizzpferd, Seyfridorffer, Prehtel iuraverunt, daz sie niemant beherbergt haben, die der stat schedlichen sind gewesen.*⁽³¹⁾》都市司直は都市とラントとに跨がって非行者を追跡する活動に従事していた。これが必要であったのは、次の事情が存したことによる。非行の被害者となった者が加害者を追跡し捕捉を試みることをおこなわず、都市の外部（ラント）に潜む加害者と和解・示談に入る慣わしがあった。加害および被害当事者間のある意味の〈司法取引〉が実施されていた。この慣行の下では、有害な人間の断罪が十分にできないのはいうまでもない。都市司直がみずから都市の外部（ラント）に乗り出さざるをえなかった。^(31a)

このような和解の慣行と、それにたいする禁止の一端を示す一例としてニュルンベルク都市条例法（1320年～1360年）に存する一規定が参照されよう。それは、こう述べる。「市民たちの保護の下にあってラントに住む者〔市民を主人にもつ土地保有民〕は、いかなる有害な人間とも取引を交わす (*dingen*) ことあるべからず (*wer hinder den burgern sedelhaft ist auf dem lande, daz der niht dingen sol mit dekainem schedlichen man*)。これを冒す者は、彼が当該取引 (*gedinge*) においてかの者〔有害な人間〕に要求しただけのもの〔金額〕は、あるいはかの者に与えただけのもの〔金額〕は、都市に納付すべし (*Swer daz übervert, der an die stat als vil geben sol er, als er ienem gehaizen hat oder gegeben an dem gedinge*)」と。

上のような和解契約・示談の慣行にたいし、都市は「ラントにとって有害な人間」の追跡の必要のために国王から特権状を取得した。その代表的な事例が、皇帝ルートヴィヒから1331年1月23日（ミュンヘン）にリンダウが取得し、⁽³³⁾同年1月28日（同）にケンプテンが取得した特権状である。⁽³⁴⁾ここに「七人による宣誓手続き」が公式に導入される。それに代わって、かの和解・示談の慣行が廃止された。上記1331年1月28日ケンプテン市のための特権状は、こう述べている。《*Wir nemen och ab daz gedingen*…

da mit si in ir gericht da her schâdelich lute uberchomen hant [朕はかくのごとき取引…を廃する。これは、貴殿 [ケンプテン市] がこれまで貴殿の裁判所において有害な人間の罪を問うてきたやりかたであったが]》と。もちろん、こうした特権状が初めてラントにとって有害な人間にたいする七人による宣誓手続きを生み出したのではない。特権状は、すでに形成され実行されていた（もしくは形成されつつあった）手続きを公式に認めたところに意義がある。例えば、すでに1328年にフライジnkの代弁人ループレヒト・フォン・フライジnkによって著わされていた『フライジnk法書』には「七人による宣誓手続き」が見いだされる。⁽³⁵⁾

6 都市内ウァフエーデ制度の成立

ウァフエーデ制度に関しては、以上の第2段階における経緯を経て第3段階が登場する。第3段階が登場する契機になっていたのは、都市司直の関与であった。これについてさらに以下3点について敷衍したい。

(1) ウァフエーデと都市司直

①レーゲンスブルク・ウァフエーデ誓約証書 1——1364年6月1日
ウァフエーデは都市司直に向けて誓約される。このことは捕捉の問題と無関係ではない。1364年6月1日エーベルハルト・デア・コッホが捕らえられ (*daz ich ze vanchnvzz chomen*) ウァフエーデを誓った。⁽³⁶⁾彼の誓約証書には、2名の司直が登場する。一人はヘル・オットー・デア・ヴォラー (*herm Otten dem Wollâr*) で、レーゲンスブルクのシュルトハイス (*schultheizzen ze Regens[burch]*) であり、もう一人はヘル・コンラート・デア・ホーフマイスター・イン・デム・ヴァインホーフ (*hern Chvnrat des Hofmaisters in dem Weinhof*) である。彼らはいずれも上記のように

研究ノート

「ヘル (*herm, hern*)」と記載されていたように、当時レーゲンスブルク市参事会員か、もしくはそれに近い地位の市民かであった。

すでに13年前の1351年7月27日市参事会発行の一文書⁽³⁷⁾の証人欄に「現市参事会員 (*ze den ziten dez rates*)」の一員 (全16名の一人) としてコンラート (*her Chunrat der Hofmaister im Weinhof*) の名前が挙がっている。一方オットーに関しては同文書の同じく証人欄には *《von unserer gemain wegen》* すなわち「都市共同体の名で」全156余名の中の一人として *《Ott und Ulr. die Woller》* と記述されている。市民の有力者層の一人と見てよい。本文書は、都市参事会が刑罰権を有することを宣言する。市民のなんぴとかが (レーゲンスブルク) 市参事会と都市民とに敵対して (*wider unsern rat und wider die stat gemainlich*) ふるまうときは「このことのゆえに、身体・生命・財産によって償わねばならない (*darumbe man in pezzern scholt an leib, an leben oder an güt*)」と。肉刑と財産刑である。この宣言は、制定法すなわち「法律 (*ditzze unser gesetzze, daz wir uf uns selben gesetzzet haben*)」として布告された。

他方8年前1356年3月4日文書⁽³⁸⁾では逆に *《an dem rat* (市参事会 [15名] における) *》* の一人として *《her Ott der Woller》* が挙げられ、*《von der stat gemain* (都市全市民から選ばれた者 [360名あまり]) *》* の一員としてコンラート (*Chunrat der Hofmaister im Weinhof*) が記載されている。この文書によってレーゲンスブルク市長・市参事会・全市民は市民のあいだで起きている紛争にたいして「都市の平和」を命じた (*bestellen und setzzen auch einen gemeinen vride umb alle veintschaft, schuld und unwillen zwischen allen unsern purgern*)。1360年1月4日レーゲンスブルク市民がウァフェーデ⁽³⁹⁾を誓約した証書において、オットーはレーゲンスブルクのシュルトハイス (都市裁判官) として誓約証書に彼の印章を押している (シュルトハイスとして活動するほぼ最初期の事例と見られる)。

オットーがシュルトハイス (都市裁判官) としてウァフェーデ誓約証書に彼の印章を吊るすのは、既述1365年3月27日の事例⁽⁴⁰⁾に知られたし、他に

数々の誓約証書に印章添付者として名を見せ⁽⁴¹⁾ている。オットー・デア・ヴォラーと並んで、同じくレーゲンスブルクのシュルトハイスとして活動しウァフェーデ誓約証書に印章を添付していたのは、ルートヴィヒ・デア・シュトラウビンガー⁽⁴²⁾であった。他に、レーゲンスブルク司教に繋がるヘル、リエンハルト・アウフ・トゥーナウ (Tunaw [ドナウ河畔]) がプロプストリヒター・フォン・レーゲンスブルク⁽⁴³⁾ (司教座聖堂首席司祭裁判官)として同様の捺印活動をおこなっている。

もちろん、こうした役職者だけがウァフェーデ誓約証書に印章を添付するわけではない。例えば、既述1366年6月27日コンラート・デア・アンゲルベルガー・フォン・ハークが殺害容疑で捕らえられウァフェーデを誓った⁽⁴⁴⁾ときは、次の者らが保証人となり印章添付者の役に就いていた。《*her Heinrich der Laütenbekch, her Ulreich der Pücher, her Reichker der Kârgel, her Hans der Hagstorffer, her Eberhart der Achdorffer, Gewolf der Swyndaher, Herman der Flyttzinger und Hans der Snâwdinger*》である。錚々たる顔ぶれと思われる。印章添付者としてこうした人物が得られたからには、上述のような役職者に印章添付を請う必要はなかったのであろう。

しかし役職者が頻繁に印章添付者となっていたことは、ウァフェーデ制度と都市司直との繋がりを例証する一つとして看過できないであろう。

さて、話を元に戻して1364年6月1日エーベルハルトの誓約証書を見てみよう。以上のようにレーゲンスブルク市司直の一員を構成した人物たるオットーとコンラートとは、エーベルハルトの事件にどのように関係しているのだろうか。エーベルハルトがいかなる事件を起こしたのかについて詳しいことはわからない。事件そのものは「有害なことのゆえに (vmb schedlich)⁽⁴⁵⁾」とのみ言い表わされている。ただ、次のようなコンテキストで述べられていることに注目されたい。原文で示そう。《*vmb schedlich von hern Chvnrat des Hofmaisters wegen in dem Weinhof*》と。これによれば、「有害なことのゆえに」とあった「有害なこと」とは、コンラートとの関わりで生じていた。エーベルハルトは「コンラートに関わって起こ

研究ノート

した有害なことのゆえに」捕らえられたのである。上記のようにコンラートはレーゲンスブルク市司直の一員を構成していたのであれば、エーベルハルトの事件は、レーゲンスブルク市司直の一員たるコンラートに敵対する有害な事件であり、すなわちコンラートにたいする反抗となろう。言い換えれば、一般市民相互の紛争ではなく、司直にたいする違背である。これが「有害なこと」と述べられていた事件とおもわれる。

他方オットーはどのように事件に関わっているのであろうか。テキストはこう述べる。《*daz ich ze vanchnvzz chomen,waz hintz herm Otten dem Wollár schultheizzen ze Regens(burch)*》と。すなわち、エーベルハルトが捕らえられたのはレーゲンスブルク市裁判所の裁判官の「指揮下 (*hintz*)」においてであった。市民その他の者を市牢に拘束するかどうかについて決定の権限をもっていたのは、裁判官オットーであった。

コンラートおよびオットーとは、以上のように、エーベルハルトの捕捉とその入牢とに関わっていた。このような司直の関与の下でエーベルハルトはウァフェーデを誓約する。なにについて誓約するのか。有害な事件を惹き起こしたことのゆえに、および「捕らえられたことのゆえに (*vmb di selben vāchnvzz*)」である。なんびとにたいして誓約するのか。上記コンラートにたいしてであり、さらにエーベルハルトの捕捉に助言によってであれ行動によってであれ責めを負う者ら (*aller der,di an meiner vanchnvzz schuldlich sind gewesen mit rat vnd mit tat*) にたいしてである。最後にどのような内容の誓約なのか。コンラートの友となると共に、エーベルハルトの捕捉に従事した者らの友となる——しかも偽りのない、かつ紛れのない友 (*lavtterlichen vnd gāntzlichen frevnt*) となる、と。

②レーゲンスブルク・ウァフェーデ誓約証書 2——1366年4月20日
もう一つの事例を挙げよう。ヘルマン・デア・レードラー・フォン・トゥッケンドルフ (*Tvkkendorf*) は脅しの言葉を吐いたがゆえに (*von dro red wegen*)、かつこれに由来する紛争のゆえに (*vmb etlich sach vnd handlung*)

捕らえられたが、神の恩寵を得て、また名誉ある人々の懇切なる釈放請願によって (*durch Got vnd durch erberger lawt vleizzigen pet willen*) 釈放 (*ledig*) され、ウァフェーデを誓った (1366年4月20日)⁽⁴⁶⁾。ここには、《*darvmb ich [herman der Ledrär von Tvkkendorf] ze vanchnvzz chomen, waz in hern Otten des Wollär, schultheizz ze Regen(spurch), vanchnvzz*》と述べられているように、上記オットー (レーゲンスブルクのシュルトハイイス) は市牢関係担当の司直であったことがはっきりわかる。さらに《*Nu hat mir der vorgebant her Ott der Wollär, schultheizz ze Regens(purch), diu trew vnd di genad tan vnd hat mich···ledig lassen*》とあるように、市牢への収容のみならず市牢からの釈放 (「恩赦 (*genad*)」) の権限をもっていたことがわかる。

こうして繰り返すが、ヘルマンは「良き友たらん」とウァフェーデを誓った (*lautterlich vnd gántzlich gut frevnt worden pin*)。この誓約は、なんびとにたいしてなされたのであろうか。一方は彼を捕捉するのに関わった者らにたいしてであり、もう一方は司直の一員として位置づけられ得る《*hern Liühartz auf Tvnav, probst ze Regen(spurch)* [レーゲンスブルク司教座聖堂首席司祭りエンハルト・アウフ・ドーナウ]》にたいしてであった。

③ケンプテン・ウァフェーデ誓約証書——1378年2月12日

最後に、ケンプテンの1378年2月12日付けウァフェーデ誓約証書⁽⁴⁷⁾を見てみたい。本証書は内容上前半 (a)、後半 (b) にわけることができる。前半 (a) は「余ルーフ・ゴットフリート (*Rüf Gótfrid*) はこの文書によって告知するものなり」と始まり、後半 (b) は冒頭で「ケンプテン市民たる余ハンス・ゴットフリート、余エーベルリ・デア・シュヒスター、余ハンス・デア・ラムンガーもこの文書において告知するものなり」と述べる。

まず前半 (a) である。これ自体二部分にわかれる。前段 (a-1) はルーフ・ゴットフリートによるウァフェーデの誓約行為そのものと、これに至った経緯が述べられる。ケンプテン市裁判官と市参事会 (*der amman vnd*

der raut) はルーフを捕捉した。しかも「ケンブテン全市民の名において (*von der burger wegen gemainlich der stat ze Kempten*)」捕捉した。その後ルーフは拘束を解かれ (*lediger vnd los*) このように捕捉されたことについて (*vmb die vanknüß*) 報復せぬと「和解と友愛 (*ain luter sún, rihung vnd friuntschaft*)」を誓約した。すなわち全市民にとって「良き友たらん (*güter friunt sin sol*)」と。のみならず「余の親族友人すべては (全市民にとって良き) 友とならん (*alle min friunt ze friund gewinnen sol*)」と。では、なにについて「友たらん」・「友とならん」と誓約したのだろうか。「その行為のゆえに (*von der selben getat wegen*)」報復せぬ、ということである。「その行為のゆえに」とは、言い換えれば「捕捉されたことについて (*vmb die vanknüß*)」の意味である。つまり「その行為のゆえに」にいう「その行為」とは、ケンブテン市裁判官と市参事会とがルーフを全市民の名において捕捉した行為を指している。

次いで後段 (a-2) であるが、ルーフは続けて、誓約証書発行の日から10年間「ラントを離れ (*vss dem land*)」て——「ロンバルディア山脈 (アルプス) の彼方への (*hinder das gebirg in Lamparten*)^(47a)」——所払い (Verbannung) に服すべきこと、10年間は山脈を越えてシュヴァーベン (*her gen Swäben vber das gebirg*) に帰り来ぬことを誓う。ウァフェーデ誓約に度々伴う現象である。^(47b) ケンブテン市民側からいえば、市民はルーフに所払いを誓わせることで彼との関係を距離的場所的に少なくとも今後10年間は断とうとする。

次に、誓約証書の後半 (b) である。後半はウァフェーデ誓約の破約について述べる。これはさらに三部分からなる。(b-1) 上記ハンス・ゴットフリート以下3名は、次のことを聖遺物に賭けて宣誓する。ルーフが破約したことを知ったときは、ケンブテン市民が一般にそうするように、直ちに彼を捕らえる (*das wir in dann darumb als fast vehen sont als die burger ze Kempten*) と。(b-2) ハンス以下3名とルーフとは誓約証書に印章を添付した (*disem brief versigelt*) ことを告知する。上述のことが真実なり

と、かつ公然たることなりと証明するために、ケンプテン市裁判官コンラート・デア・ブルッガー (*Cún[rad] der Brugger, statamman ze Kempten*) に、彼の印章の添付を請うた。最後に (b-3) 以上証書に述べられたこと全体について、ハインツ・デア・ムーラー (*Haintz der Murer*) 以下4名と、他の名誉ある市民 (*ander erber lút*) とが証人 (*geziug*) となる。これを要するに、幾重にも重なり合ったいわば「ヒトによる担保」——既述「コトバによる担保」(1381年4月1日ケンプテン市裁判証書)・「モノによる担保」(1366年6月27日レーゲンスブルク・ウァフェーデ誓約証書)と比べていえば——である。⁽⁴⁸⁾ これらの人々の中で、ケンプテン市裁判官コンラートが印章添付によってケンプテン市司直を代表していた。

(2) ウァフェーデと都市裁判

①原告の登場

ウァフェーデが都市裁判に深く関わってきている。一例でいえば、既述レーゲンスブルクの1366年6月27日コンラートの事例、また1373年11月25日フリードリヒの事例によれば、「告訴人 (*chlagern*)」が登場していた。⁽⁴⁹⁾ しかも、告訴人は複数であった。一種の集団的弾劾の様相を帯びていた。コンラートやフリードリヒの釈放を願い出る彼らの親族友人の請願が従って「告訴人らに向け (*gein den chlagern*)」て出され (コンラートの事例)、また「都市と告訴人らとにたいし (*der stat vnd den chlagern*)」て起こされていた (フリードリヒの事例) のは、よく理解できる。また当時の意味における当事者主義的裁判手続きの観点からいっても、理由のある行動といえよう。このように、ウァフェーデの誓約は、告訴手続きの中に組み込まれた形態をとって実現していた。⁽⁵⁰⁾

②フェーデ事件か有害な事件か

ここで、ウァフェーデと都市裁判の問題と関わって、既述コンスタンツ市裁判証書 (1376年8月18日)⁽⁵¹⁾ を再度見てみたい。これによれば、原告ウ

研究ノート

ルリヒ・デア・シュライバー（リンダウ市長）の主張——被告ハンス・マンテリは「盗人としてラントにとって有害な人間なり（*ain schädlich man wår dem lande mit dupstal*）」——を受けてハンスは、みずからがおこなったこと（*was er getan het*）について次のように弁明する。《*daz het er in offen kriegen getån vnd getruwti Got vnd den rehten, daz ieman vff in wisen móht, daz er sich mit dupstal verwurkt het, darvmb man im den lip nemen solt* [彼（被告ハンス）は、それを公然たる戦いにおいて果たしたのである。（ただ）なんびとかが彼にたいし次のことを立証できるかどうかについては、彼は神と法とに委ねた。すなわち、彼が盗みのゆえに刑に処せられることになったのでありそのために生命を失うべきものであるかどうかについては].》

ここで被告ハンスが「公然たる戦いにおいて（*in offen kriegen*）」果たしたとあるのは、彼はリンダウ市とフェーデを戦ったということである。フェーデを戦うなかで相手側に損害を与えるのと、「盗人としてラントにとって有害な」ことを実行するのとは、まるで異なった法的状況を意味するはずである。すなわち、フェーデは訴訟と並んで、法の実現形態であったはずである。フェーデの行為ならば、リンダウ市との和解協議が（事情によっては、仲裁人が選ばれて）始まるはずである。これは一世紀ほど前においては——フライブルク（ブライスガウ）の例で示せば——1275年に和解が起きたし⁽⁵²⁾、1281年には和解の上でウァフェーデが誓われた⁽⁵³⁾。

しかし、われわれの被告ハンスの場合は異なった。彼は（捕捉された姿で法廷に立った）——裁判証書はこうは述べていない——わけではない！にもかかわらず、コンスタンツ市裁判官コンラート・マンゴルトは、ハンスの上記弁明を顧慮しようとはしなかった。原告ウルリヒは、自己の主張を自分共七人による宣誓手続きによって証明することを、判決発見人による判決をもって（*von den stülsassen vnd von den rehtern*）許される。この結果、ハンスの有罪が立証されてしまうのである。「公然たる戦いにおいて」果たしたとの被告ハンスの主張がなぜ容れられなかったのか。その

事情は明白ではないが、要するに彼の主張が信用されなかったのである。その主張が信用されないほど彼は悪評を帯びた存在——「ラント（もしくは都市）にとって有害な人間」として——であったのであろう。

ここに、時代がひとつの転換期を迎えている一証左を見ることはできぬであろうか。これまでは名誉な〈フェーデ実行者〉であったのに、これからは不名誉な〈ラントにとって有害な人間〉となるのだ！こうした転換が始まった時代が具体的にいつなのかの問題はしばらく措くとしても、都市司直——ここでは、コンスタンツ市裁判官およびリンダウ市長——の裁判権力を背景にして進行していたことだけは疑いない。

(3) 望ましからざる行為とウァフェーデ

①レーゲンスブルクの事例

フェーデと並んで、捕捉およびウァフェーデ誓約の理由もしくは契機となっていたのは、都市司直にとって望ましからざる都市内における市民の行為であった。これについては、既述レーゲンスブルクにおける諸事例で触れたところである。ここで具体的な事件として挙げられていたものには《*von eines totslags wegen* [殺害のゆえに]》(1366年6月27日)⁽⁵⁴⁾があった。しかし、多くはむしろ包括的抽象的意味の言葉で語られている事件であったのは見た通りである。すなわち《*umb schedlich* [有害なことのゆえに]》(1364年6月1日)、《*umb schedlich sach* [有害な事件のゆえに]》(1365年3月27日)のように。他に個別的具体的事件をも含んだ言い方には《*umb etlich sach und handlung, die ich tan het von drored wegen* [なんらかの事件と、余が脅しの言葉を吐いたことに由来する争いのゆえに]》(1366年4月20日)があり、さらに捕捉されたことそのものがウァフェーデを誓約する理由もしくは契機となっていた。《*umb di vanchnüzz und umb alle ander züspruch und inzicht, di auf mich gegangen sind* [捕捉されたことのゆえに、および余にたいして加えられた訴えと責めとのゆえに]》(1373年11月25日)^(54a)といったように。

本稿では、捕捉とウァフェーデの理由もしくは契機となっていた諸事例を網羅指摘する場ではないが、レーゲンスブルク・ウァフェーデ事例から抜粋して、都市司直にとって望ましからざる、都市内における市民の行為としてはどのような行為が存したのかを見ておきたい。

まず、レーゲンスブルクについては個別的具体的事件として知られるのは、上記の「殺害」⁽⁵⁵⁾や「脅しの言葉」⁽⁵⁶⁾以外には、大筋以下のものである。

すなわち《盗みのゆえに (*umb deuf, der, ich ân laugen gestanden pin*)⁽⁵⁷⁾・《街道略奪のゆえに (*umb strazraüb, dorumb man über mich gerichtt wolt haben*)⁽⁵⁸⁾・《偽誓 (*um einen valschen aid, den wie an der steür öffentlich gesworen haben*)⁽⁵⁹⁾・《偽造鑄貨悪貨の所持 (*mit valschem, pösen gelt Regenspurger münzze, di do bei mir begriffen würden*)⁽⁶⁰⁾》が知られる。また《傷害のゆえに (*umb ein wunten, di ich tan han dem Grütelein in meiner herren frid*)⁽⁶¹⁾・《悪評を帯びたがゆえに (*umb den unleünten, der auf mich gegangen ist*)⁽⁶²⁾・《家宅侵入のゆえに (*umb di haimsúchung*)⁽⁶³⁾・《umb veintschaft gen Völkchlein dem glökengieser und zu seiner hausfrawn Bürgil, von des Stürms tochter wegen fürgenomen (敵意のゆえに)⁽⁶⁴⁾》などである。この最後の《umb veintschaft (敵意のゆえに)》とは稀な事例であるが、フェーデ事件——《veintschaft》の言葉から通例想定される事件——ではなく、内容からいって市民間の家庭的紛争のようである。

次に、上述の《umb schedlich》や《umb schedlich sach》の言葉と並んで頻繁に登場するのが《umb inzicht》と《umb unzucht》である。《inzicht》であれ《unzucht》であれ意味上、《schedlich》や《schedlich sach》と似たところがある。言葉の意味の包括性抽象性ということである。

《inzicht》と《unzucht》の言葉は紛らわしいが、しかし意味は異なる。一例に《umb ettlich inzicht und auch von meiner grozzen unzucht wegen, di ich gehandelt han》⁽⁶⁵⁾と両者の言葉が並べて述べられているところからわかる⁽⁶⁶⁾。ここでは言葉の由来等の詮索はおこなわない。ただ、以下のことだけ述べておこう。まず《inzicht》は「人に或る罪を帰すること」(また「人

に帰された或る罪))を意味し、あるいは「或る罪を犯したとの噂・疑い」をいう。この或る罪の「噂・疑い」という点では次の判り易い例が参照されよう。《*von etleicher inzicht wegen, di uf uns gegangen ist von eins todslages wegen, der in einer stüben geschach datz Hånslein dem schüster in Scheffterstrazz*》と。⁽⁶⁷⁾すなわち殺害の噂・疑いをかけられていることである。

次に《*unzucht*》とは上記《*von meiner grozzen unzucht wegen*》また《*umb mein unzucht*》といった言い方からわかるように〈或る具体的な行為〉を指し、この行為のゆえに〈私が〉ウァフエーデを誓約したのである。ただし、行為の具体的な中味がなにかがよくわからないのである。しかしそれが少なくとも殺害や脅しの言葉、盗みや街道略奪、また偽誓、偽造鑄貨の所持、傷害、家宅侵入等ではないからには、比較的軽微な事件、もしくは、個別的具体的な事件の一つとしてはことさらには挙げられていない性的関係の事件、すなわち不貞とか醜関係とかのいかがわしい行為であることは、ほぼ間違いないところであろう。

②ニュルンベルクの事例

比較の点からニュルンベルクの事例を見てみよう。1323年8月26日ハンス・シュタイナーは、次のことを根にもって報復するがごときことはありえないとのウァフエーデを誓約する。すなわち《*umb alle sache, di im ist widervarn, ez sei umb gevanknusse oder wie ez ist genant* [彼(ハンス)に生じたすべての争い—— [彼が] 捕らえられたことであれ、他のどのよう⁽⁶⁸⁾に呼ばれていることであれ——のゆえに]》と。ここにも、行為の包括性抽象性が示されている。

具体的な行為としては《*darumb, daz man falsch würfel bey im vand* [いかさまサイコロを所持していたことのゆえに]》⁽⁶⁹⁾がある。またコンラート・ナイドウクは《*daz mann zway messer an im vand, die er zu geverde* ⁽⁷⁰⁾*getragen het* [危険なかたちで短刀二振り⁽⁷⁰⁾を所持したこと]》のゆえにウァフエーデを誓うはめになった。コンラートはさらに《*darumb, daz er sich*

hie unredlichen gehalten hat [(市民として) ふさわしからざるふるまいのゆえに]》もウァフェーデの誓約を果たした。ここには、個別的具体的な望ましからざる行為と、不相応な身のふりかたといった包括的抽象的な意味で品行の悪さとの、二つのウァフェーデ理由が挙げられている。その他に上記レーゲンスブルク市の事例にもあった理由(《*von einex pösen leinmünt wegen* [悪評のゆえに]》^(70a))でウァフェーデが誓われた。

ニュルンベルクの事例では他に、ウァフェーデの誓約を果たすもとなった行為もしくは状況についてはなにも述べられず、単にウァフェーデの誓約が交わされた事実(《*hat urfehe gesworn*》・《*habent urfehe gesworn*》)だけが挙げられているケースが少なくない⁽⁷¹⁾。これは、本稿で参照したニュルンベルク・ウァフェーデ事例が『被追放者記録簿』や『ウァフェーデ記録簿』の都市帳簿に記載された記事によっているせいといえよう。都市帳簿への登録にとっては、だれがいつウァフェーデを交わしたのか、といった端的な事実だけが肝要であり、これにたいし、なにゆえにウァフェーデが交わされたのは必ずしも重要なこととは見られていなかったであろう。これにたいしてウァフェーデの誓約によって誓約者当人が負った義務、および義務違反のときの制裁についてはしっかりと記載されている。例えば、《*Fritze Heinrich dem sneyder von Perbach ist deu stat verpoten vier jar fünf meyle hin bei der puz, di er verworht hat, daz ist 5 lib[re] h[aller] oder ein hant* [フリッツ・ハインリヒは、4年間都市周囲5マイルにわたって所払いに処せられた。違反(して帰還)するときは贖罪金を支払うか、さもなくば片手を失う(つまり手切断の身体刑を科せられる)]》、あるいは《*Chvnrat Friderich dez Holtzschuhers kneht ist deu stat verpoten ewiclichen cehen meyle hindan bei dem sacke* [コンラート・フリードリヒは終生都市周域10マイル(ほぼ74キロメートル)の所払いに処せられた。違反するときは、革袋詰め刑を科せられる]》といった具合である。

③フェーデ事件とウァフェーデ誓約事件

以上を要するに、ウァフェーデ誓約を交わすもとになった、都市司直にとって望ましからざる事件には、個別的具体的な事件の他に、包括的抽象的な記述法でもってしか記されていない（もしくは記されようのない）事件が存した。数としては後者の事件が圧倒していた。とくにレーゲンスブルクにおいては、またニュルンベルク関係のウァフェーデ事例では、都市帳簿において事件の様相そのものが記されていないことがあった。

他方、フェーデ事件は諸文書でどのように述べられていたであろうか。レーゲンスブルク市文書要録集から主として和解の事例を見てみよう。中心となる言葉はひとことで示せば《*chrieg*（戦い）⁽⁷²⁾》である。さらにこの言葉にさまざまな文言が重ね合わせられ次の一連の言い方が見られる。《*umb alle die chrieg und stózz*》・《*in den lauffen und kriegem*》・《*chrieg und unwillen*》・《*umb all stózz, handlung, chrieg, schaden, unwillen, ansprach und voderung*》・《*chrieg und irrsal und ansprach*》・《*auflauf, chrieg, irrsal, voderung und ansprach*》⁽⁷³⁾・《*chrieg, stózze und zwayung*》・《*umb alle zwayung, chrieg, stózze und auflauff*》・《*umb alle zúsprüche, chrieg, stózze und zwayung*》・《*umb alle krieg, stozz und zwilauff, die gewesen sind*》・《*chrieg und irrsal*》・《*umb alle ander chrieg, irresal, voderung und ansprach*》⁽⁷⁴⁾などである。これら一連の言い方で示されているのは（具体的中味はわからないものの）総じて、紛争状況（《*stózz und zwayung*》・《*lauffen*》・《*auflauff*》）・権利要求（《*zúsprüche*》・《*voderung und ansprach*》）であり、敵対関係（《*unwillen*》）である。また、これら（の行使）から現実に生じる（生じた）損害・損失（《*irresal*》・《*schaden*》）の状況である。

これら紛争に関わる一連の文言において、ここで一つだけ注目しておきたいのは、それらの文言にはまったく《*schedlich*》・《*schedlich sach*》といった言葉は含まれていない点である。言い換えれば、フェーデ事件と望ましからざる事件とははっきりわけられて捉えられていた。紛争状況や敵対関係は〈有害な〉状況とか関係とかではなかった。レーゲンスブルク・ウァフェーデ事例で誓約証書に頻繁に顔を出す「有害な事件」はこの意味で都

市内ウァフェーデ制度の形成に頗る重要な役割を果たしていたことが理解できる。「有害な事件」の概念が提起されたことは「ラントにとって（もしくは都市にとって）有害な人間」の概念の提起と連繋して都市の刑事裁判手続きの形成にも力を発揮した。

ただ、なにが「有害な事件」にあたるのか。都市司直によってウァフェーデ誓約を求められるもとなる事件として「有害な事件」とはなんであるのかは、すべては都市司直の〈裁量〉に委ねられる。ウァフェーデ誓約を交わすことで市牢から釈放の対象となる有害な事件（もしくは有害な人間）と、釈放の対象とはならない（従って実際に肉刑〔身体刑と生命刑〕に処せられる）有害な事件（もしくは人間）との間にどのように線を引くかもまた、裁量問題であった。上記の《*schedlich*》・《*schedlich sach*》——また、上述の《*inzicht*》・《*unzucht*》もそうだが——は輪郭のはっきりしない融通無碍の考え方である。都市司直は市民の諸行為をこれら「有害な事件」の範疇に入れ込むことで市民を捕捉し、ウァフェーデを誓わせるかたちをとって市民生活の規律化の一つとしていった。

上記の裁量はとりわけ都市参事会とこの裁判所において展開する。都市参事会員過半数の評決に基づく手続きの形成である。⁽⁷⁵⁾裁量による裁判の問題は15世紀後期から16世紀初頭にかけて帝国改造問題と関係して刑事裁判の改革に繋がっていき、刑事裁判史上の新しい一頁を開くことになる。

7 ウァフェーデ誓約証書から裁判証書へ

このような第3段階のウァフェーデ制度の行き着いた先のひとつを示すとおもわれる事例がある。それが、ケンプテン市における諸事例である。同市には、既述したようにウァフェーデ誓約者本人が発給する体裁をとった誓約証書があったが、この他に、都市司直が誓約証書を発行する場合が

あった。この種の証書は、ウァフェーデの誓約が裁判集会において訴訟手続きの形態をとって実施されたことを示している。従って、この場合のウァフェーデ誓約証書は裁判証書の形態をとって出現する。以下では、ケンプテン市の数種の裁判証書を取り上げたい。

(1) ケンプテン市裁判証書 1 ——1378年9月7日

ここで取り上げるケンプテン市裁判証書の一つが1378年9月7日付けの証書である。本証書は冒頭「余ケンプテン市裁判官コンラート・デア・ブルッガーはこの文書でもって公然告知するものなり」で始まる。裁判官が裁判集会を開いて (*ze geriht sazz*) いたところへ原告が代弁人を伴って出頭してきた (*koment fur geriht mit fursprechen*)。原告はクンツ・デア・ハウグ (*Haugg*) と称し、当時ケンプテン市の建築親方 (*bumaister*) であった。同じく裁判所に出頭してきたのは、被告のベンツ・ビンダー・デア・スニダーである。彼にも代弁人が伴って (*mit sim fursprechen*) いた。念のためにいえば、この裁判集会は (市参事会裁判所ではなく) 都市裁判所におけるものである。

さて原告はケンプテン全市民の名において (*von der burger wegen gemainlich der stat ze Kempten*) 法廷に立ち、訴える。訴えの内容はわからない。被告がいかなる事件を起こしていたのかも不祥である。ただ、被告は、なんらかの事件のゆえにケンプテン市裁判官と市参事会 (*der amman vnd der raut*) とによって、しかも「ケンプテン全市民の名において」捕捉を受けた。従って告訴は、このことを内容としていたのであろう。ただ、原告には代弁人が付いていた。告訴者は都市の建築親方であり、都市裁判所において告訴の職務に従事する者のようであるが、手続きそのものは職権の手続きではなく、当事者中心の手続きで展開する。原告の弁論は口頭でおこなわれ、伝来の決まりきった文言が告訴用の言葉として用いられた。

次いで、これに応じて被告の弁論が始まる。そしてこの場合弁論がウァ

フェーデの誓約となる。いわく、彼は全市民にとって「良き友たらん (*güter friunt sin sol*)」と。彼のみならず「彼の親族友人すべては (全市民にとって良き) 友とならん (*alle sin friunt ze friunt gewinnen sol*)」と。では、なにについて「友たらん」・「友とならん」と誓約するのか。「その行為のゆえに (*von der selben getat wegen*)」報復することはないのである。「その行為のゆえに」とは、言い換えれば「捕捉されたことについて (*vmb die vanknúst*)」の意味である。つまり「その行為のゆえに」にいう「その行為」とはケンプテン市裁判官と市参事会とが被告を全市民の名において捕捉した行為を指している。

このような被告の弁論は、本裁判証書では、こう述べられている。「彼は、身の拘束を解かれた上で (*lediger vnd los*) それについてケンプテン市参事会の面前で、偽りなき和解と友愛と (*ain luter sún,rihtung vnd friuntschaft*) を宣誓した」と。ここで「それについて (*darumb*)」とあるのは「その行為のゆえに (*von der selben getat wegen*)」(上記)と同じ意味である。ケンプテン市裁判官と市参事会とが被告ベンツを捕捉した行為を指す。この行為にたいして報復することはせぬと被告は宣誓した。この宣誓は聖遺物に賭けて、また手の指を挙げ、代弁人によって宣誓用に教え込まれた言葉を用いておこなわれた。伝来の手続きである。

被告は上述のように「友たらん」と宣誓する(ウァフェーデ本来の誓約)と同時に、ケンプテン市から所払いに処せられたため本裁判証書の発行の日から14日以内に都市を退去することを命じられ (*vsset stat varen sol*)、これを遵守することを誓約した。いかなる場所まで退去すべきか。ポーデン湖まで、あるいは(アルプス)山岳地域にまで、あるいはドナウ河を越えて、あるいはレヒ河を越えた場所までである。しかも二度と帰還なしえぬ (*eweclich nümmer mer komenn*)。

裁判証書で上に続いて述べられているのは、ウァフェーデ破約の効果である。それによれば、被告ベンツが「和解 (*die sún*)」に違背し、あるいは山岳地域から (*vsse dem gebirg*) 帰還するときは偽誓者 (*mainaide*) と

称せられ、また断罪されるべき者、かつ法を失いたる者 (*ain verrehtoter vnd rechtloser man*) と称せられるべきであり、またそうした者たるべし、とされる。そのため、彼に遭遇したケンブテン市民は、あるいはケンブテン市民の名でなんびとでも、彼を捕捉し都市に連行なし (*in haimmen*) うる。と共に、彼にたいしては有害な人間として、かつ断罪されるべき者、かつ法を失いたる者として裁判手続きに付し (*mit im gevaren als mit ainem schaedlichen vnd verrehtoten vnd rechtlosen man*) うる。

以上に語られてきたことは、裁判官コンラートによって判決として、かつ裁判の名において (*mit vrtail vnd mit dem rechten*) 宣告されて「この裁判証書 (*ditz gerichtsbrief*)」にしたためられた。証書は「裁判所から (*von gerichts wegen*)」発行された文書として裁判官の印章が添付され (*versigelt mit minem insigel*) た。これは、手続きに加わっていた原告被告の代弁人 2 名 (*Jaek Lottisen vnd Jaek Ziflin, die ir fürsprechen da waren*) の指示に従った行為であった。こうした指示を出したのは代弁人の他に、裁判に立ち会っていた (*die vor gericht waren*) ハンス・デア・シュタインプレッヒャー以下の 5 人と他の名誉ある人々であった。最後に、次のことがこの裁判証書に述べられている。「いっそうの証明となるように、またいっそうの保証となるように、上述 [被告] ベンツ・ビンダーは自己の印章をこの証書に吊るした (*ze mererr ziuknüst vnd sicherhait hat der vorgebant Bentz Binder sin aigen insigel och gehenkt an disen brief*)」と。

見られるように、原告の訴えにたいして被告が否認するということはない。否認することはないのは、裁判手続きにおいてすでに織り込み済みのことである。被告が容認することは、前提となっている。では、本裁判集会はなんのために開かれたのであろうか。それは、被告によるウァフエーデの誓約を公然化するためであり (そのための一種の儀礼であり)、また裁判集会そのものがウァフエーデの破約にたいする担保となるためである。この点については、本節の最後辺りでも再説するであろう。

(2) ケンプテン市裁判証書 2

——1381年3月23日および1383年7月2日

ケンプテン市関係の裁判証書で、しかもウァフューデの暫約に関わる証書は他に（筆者が読むことができたものとして）同じくケンプテン市裁判官コンラート・デア・ブルッガーが発行した1381年3月23日付けの裁判証書 [a]、および市裁判官エッグ・デア・シュヴァーブが発行した1383年7月2日付けの裁判証書 [b]⁽⁷⁸⁾ がある。双方の証書に述べられているものは基本的には上述1378年9月7日付けの証書におけるものと変わらない。以下では、この証書にあったものと相違していたところを中心に注目すべき点を取り上げたい。

さて1381年裁判証書 [a] によれば、原告はクンツ・デア・ヴィツイヒ（別名はクンツ・ブッテル [Buttel]）であるが彼は市の建築親方に代わって (*an ains bumeisters stat*) ケンプテン市民の名で (*von der burger wegen*) 被告にたいして訴えを起こした (*sprach dem vorgeantent Cuntzen dem lungen Rummelin*)。被告が「捕らえられたことについて (*von der vanknust wegen*)」である。被告の名はクンツ・ルツメリ・フォン・ティウフェンバッハ（若）といった。彼には父クンツ・ルツメリ（老）および兄弟ハンス・ルツメリの他、親族友人としてクンツ・キルヴァンク (*Kirwang*) 以下3名が法廷に付き添っていた。計6人はすべて名誉ある人々 (*die erberen lut*) と呼ばれていた。ここで2点注目したい。第一に建築親方に代わって職務上告訴提起の任に就く者が決まっていて、それがクンツ・ブッテルであったようである。第二に、クンツ・ルツメリは名誉ある人と呼ばれているにもかかわらず捕らえられていた。無論法廷では拘束を解かれていた (*lediger vnd los*) のではあるが。

この後者の点は、1383年裁判証書 [b] でも変わりはない。ここでは原告はオットー・デア・シュライバーといい、当時ケンプテン市の建築親方 (*bumaister*) であった。被告はクンツ・デア・ホルツハイ（別名シュテンゲリン）である。原告被告のいずれも「名誉ある人間 (*die erberen lút*)」

と呼ばれている。なお、本事例では、シュテングリンは、全市民にとって「良き友たらん (*güter friunt sin sol*)」と宣誓している。この宣誓は《*vruech*》と呼ばれており、ここに「ウァフェーデ」といった固有の言葉が見られる。また、ウァフェーデは本証書 [b] では、次のようにも言い換えられている。シュテングリンは「今後いっさい復讐とか報復とかはせぬ (*furo nummer mer anden noch aeferen sol*)」と。

この1383年の裁判証書 [b] であれ、前記1381年の裁判証書 [a] であれ本来のウァフェーデ誓約行為を記述するのは、証書全体から見れば三分の一にも満たない分量である。続く文章はウァフェーデ破約の効果と、破約が生じるときの保証とに関する記述である。破約が起こり易かったこと、ためにこの対応に鋭意注意が傾けられていたことを示して余りある。

まず1381年裁判証書 [a] によれば、既述の通り法廷の被告クンツ・ルツメリ (若) には父クンツ・ルツメリ (老) および兄弟ハンス・ルツメリの他、親族友人としてクンツ・キルヴァンク (*Kirwang*) 以下3名の計5名が付き添っていた。被告による誓約行為を保証する者として名が挙げられていたのは、この5名にさらにハインツ・デア・ネッカー以下2名を加えた合計7人であった。彼らは一人ひとり (*ir ieglicher besunder*) が保証の任に就く旨の宣誓 (*ain aide*) を聖遺物に賭けて果たした。では、いかなる責めを負うのか。誓約者が誓約に違背するときは、保証者7人は、被告クンツ(若)と即刻敵の關係に立たん (*in dann als fast darumb vehen sölten vnd welten*) と。フェーデの關係 (敵對關係) である。被告 (息子) とその父および兄弟とが敵對關係に陥る。彼と即刻敵對關係に立つのはケンプテン市民も同様である (*als die burger hie ze Kempten*)。敵對關係に立つとは、クンツ(若)を匿ってはならないことをいう。のみならず彼は捕捉の対象になる。その場合、保証者は彼の身柄を (*mit sim lib*) 市民に引き渡す (*denselben burgern antwurten*) 必要がある。引き渡すのをあえてせぬときは、7人は連帯して (*alle siben vnuerschaidenlich*) 50プフント・ハラー (シュヴェービッシュ・ハル貨) を都市に納付する債務を負う。

この50プアント・ハラーが納付されぬときについて、裁判証書はこう述べる。都市は、聖俗の裁判に訴えて (*mit gaistlichem vnd mit weltlichem geriht*) 彼ら7名とその相続人とにたいして攻撃を加え、差押えをなす (*anzegriefft vnd ze pfendent*) 権利 (*gewalt vnd gut reht*) を有する。またケンプテン市民が、いずれかの都市もしくはラントにおいて (*in stetten oder vff dem land*) 彼らに遭遇し、好機よくその納付を余儀なくさせうる (*allerbest genóten mugent*) ときは、裁判や告訴によらず (*án geriht vnd án clag*) とも攻撃や差押えをなす権利を有する。「前述の [50プアント・] ハラー貨が、全額支払われる (*gantzlich gewert sint*) まで」は。以上にさいし、告訴についてであれ、経費や追跡に関してであれ、あるいは使者 [を立てること] や差押えについてであれ (*es si von clag von zerung von nachrais von botten oder von pfandung*) 都市に損害が生じる (*ze schaden koment*) ときは、彼ら保証者7人は損害の全額を支払わ (*gantzlich abtán vnd vsrihten*) ねばならない。

以上について7名の保証人は保証の責任を負うのである。

次に1383年裁判証書 [b] について、保証の問題を見てみよう。上記別名シュテングリン (被告で、ウァフェーデ誓約者) が宣誓を破る (*ain ain braech*) ときは偽誓 (*sin mainaid*) のゆえに法喪失者 (*ain rehtloser man*) と呼ばれる。こうなると彼は、ケンプテン市はもとより聖俗裁判区および諸地域において (*vff allen gerihten gaistlichen vnd weltlichen vnd an allen andren stetten*) なんびとによっても捕捉 (*begriffen*) され、ケンプテン市に連行 (*haimmun*) されうる。「彼らの名において (*von iren wegen*).」言い換えれば、捕捉・連行はケンプテンの全市民に代わって実行される。こうして彼は、あたかも有害な人間として、かつ刑事刑を科せられるべき者として裁判に服せしめ (*mit im gevaren als mit ainem schaedlichen vnd verrehtoter man*) られる。それだけではない。偽誓を犯すことになると彼は100プアント・ハラーをケンプテン市に納付しなければならない。

ここで保証の問題となる。第一に、シュテングリンによるウァフェーデ

の誓約行為そのものについて、クンツ・デア・ホルツハイ（老）以下3名が法廷に進み出て各人が都市に誓約をおこなった。シュテングリンが偽誓を犯すときは、彼らは彼と即刻敵の關係に立つべしと。父子兄弟が敵対の關係に陥るのを避けるには、息子（被告）は誓約を遵守せねばならない。このことがウァフェーデ遵守の担保となるとの考え方によっている。

第二に、誓約者が偽誓を犯すときケンプテン市に支払わねばならない100プント・ハラーについて前記クンツ（老）以下3名にさらに7人を加えた計10の名譽ある者（*zehen erber man*）が法廷に進み出て、保証の任に就くことを告げた（*der burgschaft veriahen*）。各人が10プント・ハラー（*iegliches sinu zehen pfund*）支払いの責めを負った。この10名はシュテングリンみずからが保証人に設定し（*ze burgen gesetzt*）た者らであった。本裁判証書 [b] によれば、1381年裁判証書 [a] とは違って10名は連帯してではなく、各自が10分の1に相当する10プント・ハラーを納めることを約束した。

以上が、ウァフェーデ破約の効果に関する、また破約が生じるときの保証に関する記述である。最後に両裁判証書には、証書がしたためられた経緯が見える。原告（クンツ・デア・ヴィツイヒ [a] あるいはオットー・デア・シュライパー [b]）は代弁人と共に、ケンプテン全市民の名において、前記保証の告知（*veriehnust*）と一連の過程とが一個の証書にしたためられるように求める。この要求は、判決発見を通して原告に承認される（*der im och ertailt ward ze gend mit vrtail vnd mit dem rehten*）。こうしてしたためられたのが「本裁判証書（*ditz gerichtsbrief*）」であり、これを市裁判官は「裁判所の名において（*von gerihts wegen*）」発行する。裁判証書には市裁判官の印章が吊るされ（*versigelt mit minem insigel*）た。証書に裁判官の印章を吊るすことは、原告被告の代弁人（*ir fursprechen*）ハンス・デア・ヴィスおよびヤーク・ツイッフリン [a]（フリック・ギューネベルクおよびクンツ・デア・ブッテル [b]）の判決提案によっていた。この判決提案にはさらに、次の人々が加わっていた。ヒルブランド・デア・

研究ノート

ラントアマン (*Landamman*)、ヤーク・ロツティゼン他1名 [a] (ヤコブ・クンツェリマン [ケンプテン市長]、ルーフ・ペーリアン他3人 [b]) と、裁判所に在席していた他の名誉ある市民 (*ander erber lut, die vorgeriht da waeren*) である。

以上見られるように、1381年 [a] および1383年 [b] のケンプテン裁判証書によれば、ウァフェーデの誓約は裁判手続きの形態をとっていた。この意味では、裁判証書の形態をとったウァフェーデ誓約証書がしたためられたのである。これらに添えられた印章は、都市司直ただ一人のものである。ケンプテン市の場合は、都市裁判官 (*statamman*) の印章であった。誓約者本人や保証人の印章は付せられていない。

ところで、ここで一点注目したいのは、被告らはいかなる事件のゆえに捕捉されたのであろうか。この点は、上記両裁判証書には述べられていなかった。これは、どうしてであろうか。これを問うことで、裁判集会におけるウァフェーデ誓約の意義が理解されよう。

そこでひとつ推測するに、事件はフェーデであった。これは、上述の「敵の關係に立 (*vehen*) たん」の文言 (1381年の裁判証書 [a]) からわかる。こうした日常的紛争については、裁判集会日以前の時点ですでに被告は和解とウァフェーデをケンプテン市にたいし裁判集会外において交わしていたと考えられる。このときは、被告の事件は話題となっていた。ところがウァフェーデの誓約が裁判集会において改めて交わされる段階になると、誓約は集会で繰り返されるものの、事件そのものは注意を引かなくなる。

というわけは、裁判集会の裁判民 (市民) の面前においてウァフェーデ誓約が交わされるのは、裁判集会がウァフェーデの破約のさいの担保となることによる。裁判集会におけるウァフェーデ誓約の意義は、このところにあった。裁判集会は、破約を防ぐ (担保) として、また破約が起きたときに破約者と保証人とにしかるべき責任をとらせる担保として効果的な (装置) と見なされていた。また一種の (儀礼) を意味していた。裁判集

会では、ことさら事件内容にまで言及がなされる必要はなかった。実質上裁判集会の外ですでに交わされていたウァフェーデについて儀式的に建築親方が原告となって告訴が提起される手続きの形態をとったのは、次のことが主たる目的であった。第一に〈誓約を確認する〉こと、第二に誓約の〈破約に備える〉ことであった。こうして事件そのものが話題となる必要は、もはやなかった。

むすび

以上本稿は、市民はどのようにして捕捉される（都市の捕捉権の対象となる）ようになっていったのかを発端の問題として提起し、しかも、この問題を、ウァフェーデ制度形成の諸段階を提示することで考察した。ウァフェーデの誓約は、誓約者が捕捉されていることを予定に入れていたがゆえに、ウァフェーデ制度形成の諸段階を明らかにすることが、上記のごとく提起された問題を考えるのに、示唆を与えてくれるとおもわれた。考察の結果をまとめると以下のようなろう。

ウァフェーデ制度形成の諸段階としては3つに区分ができる。区分を可能にする規定的要因は、都市司直の働きである。一都市と一都市との市民間のフェーデの終結時に、また一都市の市民と都市外部の有力者（貴族勢力）との間のフェーデの終結時に当初は都市司直が関わらず紛争当事者が中心となってウァフェーデが交わされていた。この段階から、都市司直が（少なくとも都市司直もまた）関与するようになる段階が来る。ここでは、市民のために司直みずからがウァフェーデをおこなうことがあった。これを経て、最終的にはほとんどつねに都市司直の干渉下でウァフェーデが誓約されるようになる段階に至る。この第3段階では都市司直はとくに、都市司直にとって市民の望ましからざる行為についてウァフェーデを命じる。

またウェアフェーデの誓約行為は裁判手続きの形態をとって実行される場合が出て来る。その結果として裁判証書が、同時にウェアフェーデ誓約証書の意味をも担いつつ都市当局によって発給される。

こうして問題は、規定的要因となった都市司直（シュルトハイス職や市参事会）の生成史が市民にたいする捕捉権の形成にとって重要な問題となる、といった頗る常識的なところに落ち着いていく。余り新味のないことになった。ただ、常識的なところに至るまでを本稿は、幾つかの未刊行証書や法書・条例法を用いつつ確かめ得た。このところで擱筆したい。今後は、都市司直形成史のあり方が考究の対象となってこよう。

ここで最後に、一点指摘しておきたいことがある。ウェアフェーデが司直を通して都市内の制度として導入されるに至ると、望ましからざる行為に及んだ市民を捕捉することが都市司直にずいぶん容易になった。言い換えれば、望ましからざる行為を冒した疑いのある市民を捕捉し、この者にウェアフェーデを誓約させた上で釈放する方法をとることで捕捉の事例が増える。このことがまた、都市刑事手続きの一つとしての捕捉の手続き（事情によっては、糾問的裁判に繋がる手続き）の形成に寄与した。

捕捉の事例が増えるというところを少し敷衍すれば、こうである。都市において捕捉権が形成され、これが前提となってウェアフェーデ制度が登場する。捕捉権が出現してウェアフェーデ制度が登場するという関係に立つ。しかし他方で、ウェアフェーデ制度が確立していくに応じて、都市司直による市民の捕捉が比較的容易となり、捕捉が手軽なかたちで起こり得る。というわけは、望ましからざる行為の容疑がたとえ当面あいまいであろうとも、市民をいったん捕捉した後でウェアフェーデを誓約させて釈放すれば、司直はさほど大きな責めは負わずに（あるいは呵責の念にかられずに）済み、恩赦を施すことで却って面目を維持する。

ウェアフェーデ制度が存することは、捕捉の頻繁化を導く傾向をもたらす。これは、ウェアフェーデ制度をうまく利用して司直が市民にたいし社会的規律化の一步を実行することを意味してはいないか。社会的規律化の一步の

ごく一例をレーゲンスブルク市の事例であれば、市民にウァフェーデを誓約させる——捕捉されたことにたいして報復せぬと誓約させる——さいに、将来に向けて次のことをも約束させる。《*in dhein leithaus icht chomen sol* [居酒屋に立ち寄るのをさける]⁽⁷⁹⁾》こと、また《*ân mezzar, ân swert und ân all wire gên* [短刀や刀剣、その他の武器を携帯せず外出する]⁽⁸⁰⁾》ことや《*unleuten gen nieman* [だれについても(悪辣な噂とか無闇に)噂を流さない]⁽⁸¹⁾》ことなどである。司直は、むしろ、こうしたことを約束させるためにウァフェーデ制度を活用しようとする行為に出たのである。

ニュルンベルクについても、同様の事例がある。《*Von erst, daz er die leitheuser zu Nürnberg meiden sol ewiclichen* [居酒屋に終生立ち寄らない]》ことであり、《*Und daz er ewicliche ze Nürnberg swert, mezzar und alle schedlich waffen und wer nith tragen sol* [刀剣、短刀とか有害な武器を帯びない]⁽⁸²⁾》ことなどである。

中世後期15世紀の都市(例えば、ネルトリンゲン)においてウァフェーデ誓約が頻繁に求められていた事情を探るに、このように、ウァフェーデ制度を利用して望ましからざる行為の市民を捕捉し、市民を規律化するといった都市司直側の事情が働いてはいなかったであろうか。しかも、ウァフェーデ誓約を頻繁に求めることで、できるかぎり数多くの市民を対象にした規律化である。しかし以上については、現段階では仮説の域を出ない。

注

(1) cf. Hirsch, Hans, *Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter*, 2. Aufl., Graz/Köln 1958, 99 (wenn Person und Tat des Verbrechers keinerlei Rücksicht verdienten). ハンス・ヒルシュ(拙訳)「中世ドイツにおける高級裁判権 第一部(四・完)」『熊本法学』93(1998)77頁下段参照。

(2) Keller, Robert von, *Freiheitsgarantien für Person und Eigentum im Mittelalter. Eine Studie zur Vorgeschichte moderner Verfassungsgrundrechte*, Heidelberg 1933, 202-216; Holbeck, Werner, *Freiheitsrechte in Köln von 1396-1513*,

- in:Jahrbuch des kölnischen Geschichtsvereins, 41, 1967, 40-54.
- (3) Schmidt, Eberhard, Einführung in die Geschichte der deutschen Strafrechtspflege, 3.Aufl., Göttingen 1965, 88-89 (§ 72).
- (4) Ebel, Wilhelm, Die Rostocker Urfehden.Untersuchungen zur Geschichte des deutschen Strafrechts, Rostock 1938. cf. Bohne, Gotthold, Besprechung, in: ZRG Germ.Abt., 60, 1940, 385-390.
- (5) Ebel (前注4) 42 (nicht als Fehdegegner oder Kriegsfeind, sondern im Verlaufe eines Gerichtsverfahrens), 43 (nicht gerichtliche Maßnahme, sondern privater Gewaltakt).
- (6) Ebel (前注4) 52 f.
- (7) Satzungsbücher und Satzungen der Reichsstadt Nürnberg aus dem 14. Jahrhundert, 1.Lieferung, bearb. v. Schultheiß, Werner, Nürnberg 1965, p.173 [203a].
- (8) Schultheiß (前注7) p.172 ([201a]).
- (9) ループレヒト・フォン・フライジングの『フライジング法書』については Benna,A.H., Freisinger Rechtsbuch, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (= HRG), 1, Berlin 1964-71, Sp.1247-48. また Munzel, D., Ruprecht von Freising, in:HRG 5, 1991-97, Sp.1210-11 を参照。
- (10) Freisinger Rechtsbuch, bearb.v.Claußen, Hans-Kurt, Weimar 1941, nr.40.
- (11) Bayerisches Hauptstaatsarchiv München Reichsstädte Urkunden (= BayHStA RU) Regensburg nr.1466.cf.Regensburger Urkundenbuch, 2.Bd.:Urkunden der Stadt 1351-1378, bearb.v.Bastian, Franz/Widemann, Josef, München 1956, nr.609.
- (11a) cf.Knapp, Hermann, Alt-Regensburgs Gerichtsverfassung, Strafverfahren und Strafrecht bis Carolina.Nach urkundlichen Quellen dargestellt, Berlin 1914 (Ndr.1978) 126 (:Ein gefährlicher Droher gibt der Stadt Freundschaft !).
- (11b) cf.Bastian/Widemann (前注11) nr.404 (*umb deuf, darumb man mich von dem leben hintz dem tod pracht wolt haben, dann durch got und erberger laut pet willen*), 421, 554 (*umb deuf, darumb man mich von dem leben hintz dem*

tod pracht wolt haben, dann daz mir got und erberg láut di genad und trew tan habent, daz ich pey dem leben beliben pin), 609, 679 (und wolten mich mit dem rechten verderbt und uberwunden haben), 679 Anm. (umb schedlich, darumb man mich von dem leben hintz dem tod pracht wolt haben), 680, 707 (umb di inzicht, di ich verschuldet han und darumb man mich swârleich gestrofft wolt haben), 806, 813 (darumb ich den tot wol verdinet hiet), 842 (darumb man hintz mir gericht wolt haben), 896 (umb die vorgeantent handlung und untat swârleich gepezzert wolten haben), 897, 1068 (b) (swâr grozz inzicht, dorumb man mich wolt verderbt haben, dann daz man meiner freund und erberg herren bet hat angesehen und mich bei dem leben hat lazzen), 1221 (a) (dorumb er mit dem rehten verderbt ward und des ich alles ein ursache bin gewesen).

- (12) BayHStA RU Lindau nr.359.
- (13) Claußen (前注10) nr.26.
- (14) BayHStA RU Lindau nr.146.
- (15) BayHStA RU Kempten nr.87.
- (16) BayHStA RU Lindau nr.367.
- (17) cf.Grimm, Jacob/Grimm, Wilhelm, Deutsches Wörterbuch, 5, dtv München 1984, col.3862.
- (18) BayHStA RU Lindau nr.368.
- (19) BayHStA RU Lindau nr.378.
- (20) BayHStA RU Regensburg nr.1528.cf.Bastian/Widemann (前注11) nr.679.
- (21) BayHStA RU Regensburg nr.1959.cf.Bastian/Widemann (前注11) nr.1032.
- (21a) cf.Knapp (前注11a) 127 (Anm.4).
- (22) Freiburger Urkundenbuch, 3, bearb.v.Hefe, Friedrich, Freiburg im Breisgau 1957, nr.17.
- (23) 拙稿「報復としての差押えについて——中世後期ドイツの都市史料から——」『熊本法学』95 (1999) 209 (注326) 以下参照。

研究ノート

- (24) 前注 (21) 関係本文を参照。
- (25) 1371年7月23日レーゲンスブルク司教コンラートは同市における司教座聖堂首席司祭の職をリエンハルトの死去に伴い息子のウルリヒに12年間の期限で売却した。Bastian/Widemann (前注11) nr.944.
- (26) 前注 (16) 関係本文を参照。
- (27) 前注 (12) 関係本文を参照。
- (28) Die Urkunden der Brixner Hochstiftsarchive 1295–1336, hrsg.v.Santifaler, Leo/Appelt, Heinrich, 1.Teil:Die Urkunden, Leipzig 1941, nr.312.
- (28a) 後注 (34) 所掲のテキストを参照。
- (29) Claußen (前注10) nr.260.
- (30) 前注 (14) 関係本文を参照。
- (31) Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher Nürnbergs von 1285-1400, bearb.v. Schultheiß, Werner, Nürnberg 1960, p.144 ([1053.]: 1383年).
- (31a) cf.Drüppel, Hubert, Iudex Civitatis. Zur Stellung des Richters in der hoch-und spätmittelalterlichen Stadt deutschen Rechts, Köln/Wien 1981, 325 (Anm.33: Vollends nach der Officialmaxime).
- (32) Schultheiß, Satzungsbücher und Satzungen (前注7) p.173 [203a] .
- (33) MG.Const.6-2, bearb.v.Bork, Ruth, 1.Lief., Weimar 1989, nr.14 (*:Und das soll tun der klegger.Danach sond sechs glaubhaft mann, die zugegen vor gericht seind, schweren, daß der eid rein sei und nit mein*).
- (34) MG.Const.6-2 (前注33) nr.16 (*:Wa aber diu ware schulde nit ist, so sol der clager daz mensche, daz er fur gericht geantwrte hat, uberchomen mit sehs unversprochen mannen, daz sin hant diu sibenden ist mit gelerten aiden und sol den schädlichen menschen da mit uberchomen han, daz im der richter zú sinem libe richten sol dar nach, da fur er den menschen geantwrte hat*).
- (35) 前注 (13) 関係本文テキストを参照。
- (36) BayHStA RU Regensburg nr.1430.cf.Bastian/Widemann (前注11) nr.580.
- (37) Bastian/Widemann (前注11) nr.20.

- (38) Bastian/Widemann (前注11) nr.191 (p.80, 81).
- (39) Bastian/Widemann (前注11) nr.349.
- (40) 前注 (11) 関係本文を参照。
- (41) Bastian/Widemann (前注11) nr.374, 551, 554, 571, 580, 589, 600, 607, 619, 620, 629, 631, 635, 636, 641, 643, 645, 660, 663, 668, 669, 680, 681, 882, 683, 688, 697, 702, 704 etc.
- (42) Bastian/Widemann (前注11) nr.404, 421, 430, 431, 438, 442, 453, 471, 474, 491, 500, 494, 500, 511, 517.
- (43) Bastian/Widemann (前注11) nr.483, 498, 573, 586, 592, 630, 639, 714, 740, 741, 742.
- (44) 前注 (20) 関係本文を参照。
- (45) この表現は度々登場する (拙稿「ドイツ中世後期ウァフエーデ研究序説」『西洋法制史の現在』[創文社・2006] 409頁参照)。
- (46) BayHStA RU Regensburg nr.1519.cf.Bastian/Widemann (前注11) nr.668.
- (47) BayHStA RU Kempten nr.72.
- (47a) cf.Hentig, Hans von, Die Strafe, I:Frühformen und kulturgeschichtliche Zusammenhänge, Berlin/Göttingen/Heidelberg 1954, 106 (Anm.3).
- (47b) His, Rudolf, Das Strafrecht des deutschen Mittelalters, I:Die Verbrechen und ihre Folgen im Allgemeinen), Weimar 1920 (Ndr.1964), 535 (Anm.5).
- (48) 拙稿「フランケン・ウァフエーデの一考察——騎士の都市勤務を中心に——」『熊本ロージャーナル』2 (2008) 86頁 (「人間そのものが担保」) 参照。
- (49) それぞれ前注 (20)、前注 (21) 本文を参照。また前注 (19) のリンダウの事例 (*sächern*) も参照。
- (50) 告訴手続きの中に組み込まれたウァフエーデ誓約事例の典型的な一例はヴェストファーレン、ヘルフォルト市の場合がある。cf.Wakasone, Kenji, Feud:Ritualized Conflict as Judicial Process in Germany of the Later Fourteenth and Fifteenth Centuries, in:The Haskins Society Journal, Japan.Studies in Medieval History, ed.by Tsurushima, Hirokazu, 3, 2007, p.23 (fn.4), 27 (fn.14).

研究ノート

- (51) 前注 (14) 関係本文を参照。
- (52) Freiburger Urkundenbuch, 1, bearb.v.Hefele, Friedrich, Freiburg im Breisgau 1940, nr.279 (1275 April).
- (53) Freiburger Urkundenbuch, 1 (前注52) nr.336 (Breisach 1281 Jan.9).
- (54) 前注 (20) (44) 関係本文を参照。
- (54a) 以上1364年6月1日については前注 (36) 関係本文を参照。同じく1365年3月27日 (前注 [11] [40])・1366年4月20日 (前注 [46])・1373年11月25日 (前注 [21] [49]) を参照。
- (55) 「殺害」について他の例に Bastian/Widemann (前注11) nr.442, 498, 500, 573, 589 (1364 Juli 31:*umb den todslag an Fridreichen dem fronpoten*), 702, 842 (1369 Juni 18:*umb den totslag, den ich laider in der stat gemainem vrid getan han*) 1221 (a) (1378 Dez.10:*umb den todslag, den mein geselle der Jörg seliger tet von meinen wegen zu Merbot dem Vntel*) など参照。
- (56) 「脅しの言葉」の事件のゆえのウァフエーデの例は他に Bastian/Widemann (前注11) nr.639 (1365 Okt.31:*umb die handlung, die ich mit drored wider mein herren die pürger hie ze R. gehandelt und getan han, daz an si chomen ist*), 681, 875, 914, 953, 1063 (b), 1071, 1077, 1084 (a) (1375 Mai 19:*umb drored frävelich getan*) など参照。
- (57) Bastian/Widemann (前注11) nr.741 Anm. (1367 Aug.23).cf. *ibid.*, nr.404, 554, 619, 865, 977 (b), 1207.
- (58) Bastian/Widemann (前注11) nr.977 (a) (1372 Febr.13), 421.
- (59) Bastian/Widemann (前注11) nr.1204.
- (60) Bastian/Widemann (前注11) nr.793.
- (61) Bastian/Widemann (前注11) nr.500 (1362 Okt.4).
- (62) Bastian/Widemann (前注11) nr.869.
- (63) Bastian/Widemann (前注11) nr.1221.cf. *ibid.*, nr.1204 (*ein haimsuchen*),
- (64) Bastian/Widemann (前注11) nr.949 (b).
- (65) Bastian/Widemann (前注11) nr.669 (1366 Apr.29).

- (66) なお拙稿（前注45）412－413頁以下参照。
- (67) Bastian/Widemann（前注11）nr.669（1366 Apr.29），828（1369 März 21）。
- (68) Schultheiß, Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher（前注31）nr.335.cf.ibid., 336（1323 Aug.26）。
- (69) Schultheiß, Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher（前注31）nr.759（1381 Apr.21）。
- (70) Schultheiß, Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher（前注31）nr.953（1392 Jan.6）。
- (70a) Schultheiß, Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher（前注31）nr.479（1335 Juni 26）。
- (71) Schultheiß, Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher（前注31）nr.474（1335 Juni 17），475, 476, 477, 478, 480（1335 Juli 6）。
- (72) Bastian/Widemann（前注11）nr.1141 [1376 Ende]。
- (73) 以上それぞれ Bastian/Widemann（前注11）nr.542, 564, 571, 579, 595, 932。
- (74) 以上それぞれ Bastian/Widemann（前注11）nr.993, 998, 1107, 1126, 1136, 1187。
- (75) 拙著『中世ドイツの刑事裁判 生成と展開』（多賀出版・1998）350頁以下を参照。
- (76) BayHStA RU Kempten nr.75。
- (77) BayHStA RU Kempten nr.86。
- (78) BayHStA RU Kempten nr.90。
- (79) Bastian/Widemann（前注11）nr.741.cf.ibid., nr.1027。
- (80) Bastian/Widemann（前注11）nr.741.cf.ibid., nr.742。
- (81) Bastian/Widemann（前注11）nr.979。
- (82) Schultheiß, Die Acht-, Verbots-und Fehdebücher（前注31）nr.335.cf.ibid., nr.336, 337。